

デジタル・ニッポン 2024

— 新たな価値を創造するデータ戦略への視座 —

2024年5月21日

自由民主党 政務調査会

デジタル社会推進本部

デジタル・ニッポン 2024－新たな価値を創造するデータ戦略への視座－ 目次

はじめに	4
1. 本提言について	5
2. データ戦略の系譜	6
2. 1 データ戦略の不在と包括的データ戦略の策定	6
2. 2 包括的データ戦略策定後の環境変化	7
2. 3 重点計画に基づく取組の推進	8
2. 4 これまでのデータ戦略の課題	9
3. プロセス指向のデータ戦略	11
4. インフラ整備の進展と課題	12
4. 1 データ連携・利活用のためのインフラ整備の進展と課題	12
(1) マイナンバー情報連携の進展と課題	12
(2) マイナンバーカードの普及と今後の利活用	13
(3) ベース・レジストリの整備	13
(4) 政府相互運用性フレームワーク（GIF）の整備	14
4. 2 自治体サービス・民間サービスとの連携	14
4. 3 令和6年能登半島地震からの教訓	15
4. 4 VC/DID の利活用促進	16
4. 5 インフラ整備とデータ戦略の関係性	17
5. データの利活用の可能性と課題	18
5. 1 データ戦略と先進技術	18
5. 2 “Need to know”から“Need to share”へ	19
6. データ利活用を支える個人情報保護制度に向けて	20
6. 1 個人データの定義の見直し	20
6. 2 個人データの第三者提供の在り方	21
(1) 本人同意原則の見直し	21
(2) 提供元基準の見直し	21
6. 3 統計データの利活用	21
6. 4 制度見直しの在り方	22
(1) 「三年ごと見直し」	22
(2) 生成 AI 等の新技術への対応	23
(3) 準公共分野における個人情報の保護の在り方	23
6. 5 効果的・合理的な法制度と法執行の在り方	24
(1) 効果的な制度と執行	24
(2) 課徴金や訴訟制度等に関する考え方	24
(3) 国際的な視点の必要性	25
(4) データの利活用と保護の両立に向けて	25
7. 戦略的な制度の見直しに向けて	26
7. 1 データ戦略を支える基盤としての国・地方 DX の推進	26
(1) 地方自治体システムの標準化	26
(2) 国・地方のデジタル基盤の共通化	26
(3) デジタルマーケットプレイスの地方自治体への展開	27
(4) 費用分担や利用料支払いスキームの検討	27
(5) 地方自治体のシステム整備への支援	27
(6) 国・地方ネットワークの確立	28
7. 2 データ戦略の司令塔としてのデジタル庁の強化	28

(1) 情報システムの確実な整備・運用とマネジメントの強化.....	28
(2) デジタル法制局の強化.....	29
(3) 政府システムの見直し.....	29
(4) 企画能力の向上も含めたデジタル庁の役割の再整理と体制強化.....	30
(5) 広報体制の強化.....	32
7. 3 デジタル公共財の整備・構築.....	32
7. 4 データ戦略と他のデジタル戦略の連携強化.....	32
7. 5 DFFTの推進と国際的なデータ連携基盤の構築.....	33
7. 6 重要分野における検討の概要.....	34
web3 ホワイトペーパー2024	
～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ～【概要】.....	34
防災DXの推進に関する提言	
－防災デジタルプラットフォームの構築に向けて－【概要】.....	35
サイバーセキュリティ対策の更なる強化に向けた提言『常時有事』の脅威に立ち向	
かうサイバーレジリエンスの確立に向けて【概要】.....	36
デジタル人材育成に関する提言【概要】.....	36
AI ホワイトペーパー2024	
ステージIIにおける新戦略－世界－AIフレンドリーな国へ－【概要】.....	37
「デジ育」始まる！～こども・子育てDXの行動計画～【概要】.....	38
8. 信頼性の確保はいかにして可能か.....	39
8. 1 プロセスに対する信頼.....	39
8. 2 ガバナンスに対する信頼.....	40
(1) アジャイル・ガバナンスによる信頼性確保.....	40
(2) 組織ガバナンスに対する信頼.....	41
9. 提言.....	42
役員一覧.....	43
開催実績.....	44
各プロジェクトチームの担当役員と提言書.....	46

はじめに



「デジ道」－日本のデジタル変革の新しい道

－ イントロダクション

日本は、デジタル競争力において世界ランキングで32位まで低下しました。この状況は、ただ単に技術的な遅れを意味するだけでなく、新しい時代に適応する能力の欠如を示しています。しかし、この遅れはまた、日本独自のデジタル化戦略を形成する機会を提供しています。

－ デジ道のコンセプト

「デジ道」は、他国のデジタル化の問題点を分析し、日本流のやり方と行動規範に基づいて構築される新しい戦略です。周回遅れであることをネガティブに捉えるのではなく、それを長期的な成功への機会として捉えます。

－ 人に優しいデジタル化

日本独自のアプローチは、人に優しいデジタル化を目指しています。誰一人取り残されない、欧米や中国のように格差を拡大しない、包摂的で持続可能な社会の実現を目指し、人に優しいテクノロジーを活用します。

－ 長期的な持続可能性

「飛ばし過ぎる」ランナーは疲れや歪みを生み出し、長続きしません。日本はこの教訓を活かし、着実に持続可能な進歩を目指します。web3 や生成 AI 等に関する日本は着実に環境整備を進めています。周回遅れのトップランナーだからこそ、デジタル化へのプロセスを大切にしながら新しい価値観に基づく社会を構築することが可能です。

－ 結論

「デジ道」は、日本がデジタル化の新時代において独自の道を切り開く機会を提供します。このアプローチにより、日本は世界に新たなモデルを提示し、持続可能な未来への道を築くことができます。

デジタル社会推進本部
本部長 平井 卓也

1. 本提言について

「More is different」（量が多いことは質の違いを生む）は1972年にアンダーソンによって提唱された概念である¹。もともとは物理学における還元主義的な考え方を否定したものであった。基礎的な法則に従ってはいるものの、分子生物学や素粒子物理学の考え方の延長で、社会科学的な問題や宇宙の全てを論じることは不可能である。したがって事象は階層的・連続的と捉えるのでは無く、もっと別の本質的な議論の必要性を示唆していた。

この考え方はデータの世界にもあてはまる。ひとつひとつのデータには意味が無くても多くのデータが集まれば新たな意味や価値が生まれる。コンピュータ技術が飛躍的に進歩して、その処理能力が大幅に向上し多くのデータが蓄積されてきたが、近年のAI技術のめざましい進展も含めて我々を取り巻く環境も大きく変わっている。

昨今のAIブームの前夜とも言える2014年、ポストロムは人間の能力を大きく凌駕する3つのタイプのマシンを予測している。人間よりはるかに高速に情報を処理するシステム（スピードスーパーインテリジェンス）、小規模な知能を組織化することで超絶的遂行能力を発揮できるシステム（集合知スーパーインテリジェンス）、そして、スピードは人間と同等でもはるかに質の高い賢いシステム（良質なスーパーインテリジェンス）である²。現在のハード技術やソフトウェア、アルゴリズム等の技術が進化して、これらのシステムが大量のデータを携えて社会実装され、我々を取り巻く環境に大きな変化を与えることもそれ程遠くない未来と考えられる。

したがって、これからの時代は、より多くのデータをどのように蓄積し利活用するかが国家の命運を左右すると言っても過言ではない。ここに「データ戦略」の重要性が、さまざまな政策課題の議論の中で意識されるようになることは不可避となる。

そこで、デジタル社会推進本部において、これからのデジタル政策の国家戦略を示す提言「**デジタル・ニッポン2024**」をまとめるにあたり、さまざまな政策課題を議論する上で欠かせない「データ戦略」に軸足において、データ連携と利活用のための具体的な取り組みについて幅広い視点で議論を重ねた。

本提言では「**2. データ戦略の系譜**」で、これまでどのようにデータ戦略が議論されてきたのか、その系譜を概観する。このレビューを受けて「**3. プロセス指向のデータ戦略**」では、これからのデータ戦略のフレームワークについて仮説を提示した。この仮説を

¹ Anderson, P. W. (1972) "More is different," *Science*, Vol.177(4047), pp.393-396.

論文中では電気双極子モーメントを持つアンモニア NH₃ の対称性を例に議論されるが、マルクスも同様な概念を提唱していたことにも触れられている。

² Bostrom, N. (2014) *Superintelligence: Paths, Dangers, Strategies*, Oxford University Press. (倉骨彰訳『スーパーインテリジェンス 超絶AIと人類の命運』日本経済新聞社、2017年)

ひとつのレンズとして、以降の課題を俯瞰しつつ丁寧な議論を進めた。

「4. インフラ整備の進展と課題」においては、これまで取り組んできたデジタルインフラの進展や民間の取り組み、今後の課題などについて議論を進めた。また、先の能登半島地震において明らかになったデータ利活用における諸課題についても検討を加え、防災や医療 DX の観点から示唆を得ている。

「5. データの利活用の可能性と課題」においては、AI や web3 など各プロジェクトチーム（以下 PT）の検討も踏まえて、先進技術の事例分析から今後のデータ利活用の可能性や課題についての検討をおこなった。その際、データ利活用の妨げとなっている個人情報保護法の改革の必要性についての意見が多数あったことを受けて、「6. データ利活用を支える個人情報保護制度に向けて」において論点を整理し提言を加えた。

「7. 戦略的な制度の見直しに向けて」においては、各 PT の検討から制度的な課題を明らかにし、戦略に基づく制度の見直しを考えた。その際、データ戦略やセキュリティ戦略、人材育成戦略など重層的な戦略課題についても検討を加えた。ここで、各 PT の提言概要も整理している。

「8. 信頼性の確保はいかにして可能か」では、一連のデータ利活用の課題や制度の見直しなど、データ戦略プロセス全体を通じた信頼性はいかに確保できるか、また、プロセス全体をいかにマネージするかを検討した。そして、全体を通じた提言を最後の「9. 提言」において取りまとめた。

2. データ戦略の系譜

2.1 データ戦略の不在と包括的データ戦略の策定

インターネットの進展及びその上で流通するデータの増大・多様化が進展する中、データは競争力の源泉であり、データの利活用が我が国の発展や国民生活の向上に不可欠であることは疑いがない。他方、このようなデータの重要性に反して、我が国ではデータに焦点を当てた政府レベルでの戦略は策定されてこなかった。データに着目した重要な取組としては、平成 28 年 12 月に議員立法として制定された**官民データ活用推進基本法**がある。同法は少子高齢化等の社会的課題の解決に資する官民データ活用の推進を目的とし、国や地方自治体、事業者の責務等を定めている。しかしながら同法はあくまで基本法であり、その後もデータに焦点を当てた戦略の不在が続いた。

政府の「データ戦略」として具体的な取組の方向性が初めて示されたのは**包括的データ戦略**（令和 3 年 6 月）である。同戦略は行政におけるデータ活用を推進するための指針であるデータ行動原則を示すとともに、インフラ、データ、連携基盤、利活用環境、ルールといったデータ戦略のアーキテクチャを提示し、各階層において取り組むべき内容を明ら

かにした。その内容は「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」において具体化され、データ戦略の司令塔であるデジタル庁を中心に推進されてきた。

包括的データ戦略でも触れられているが、諸外国においてもデータの重要性は認識されており、データ戦略の取組が強力に推進されている。Fig.2-1 はその概要である。いずれの主体においても、自国の経済社会状況や国際社会での立ち位置を踏まえた「ねらい」に沿ってデータ戦略が策定・推進されていると理解すべきである。

米国 巨大IT企業と政府との協業	欧州 欧州委員会によるルール形成	中国 国家権力を背景としたトップダウン型	インド ボトムアップによるレイヤー構築を通じたリープフロッグ
<ul style="list-style-type: none"> 民間部門：巨大IT企業によるデータ流通活用と政府の弱い介入 公的部門：連邦データ戦略（2019年）に基づくデータの価値向上・ガバナンス体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州データ戦略（2020年）、欧州データ法（2023年） データを通じた価値創造への投資、消費者や企業によるデータへのアクセスと利用の促進 Catena-X等のデータスペースの取組が進行中。欧州主導によるルール形成を企図 	<ul style="list-style-type: none"> 国家主導によるデータ収集と活用 トップダウンの広範な個人情報強固な国民行動の監視（顔認証付き監視カメラの配備、社会信用システム等） 海外戦略に付随した社会管理システムの近隣国への輸出の動き 	<ul style="list-style-type: none"> 国民IDシステム「Aadhaar」をはじめとするデジタル公共インフラ デジタル公共インフラの民間企業への開放 各州政府、各省、ITベンダー等が協働可能なプラットフォーム

Fig.2-1 諸外国のデータ戦略

2. 2 包括的データ戦略策定後の環境変化

デジタル分野の技術の進展は極めて速く、データ関連の技術も例外ではない。包括的データ戦略の策定後の技術の進展として、まず **API**³ 活用の進展が挙げられる。自社サービスに外部から連携できるようにするオープン API の取組も進展中であり、行政分野でも、民間の Web サービス等から行政手続関係情報の取得ができる API が整備されるなど、API はデータ利活用に当たっての前提となりつつある。また、技術進展の中でもゲームチェンジャーとなる可能性を秘めているのが ChatGPT をはじめとする **生成 AI** であろう。生成 AI は様々な業界・企業における生産性の向上や社会的課題の解決に資する可能性がある一方、日本語に強い **大規模言語モデル (LLM)** の構築や官民での利活用環境の整備等が課題となっている。

データ流通に関する国際動向も重要な環境の変化である。中でも注目すべきなのが EU

³ Application Programming Interface：ソフトウェアコンポーネント同士が互いに情報をやりとりするのに使用するインタフェースの仕様。

における規制やルール化の進展である。特に、EU では、信頼性を確保しつつ国境や組織を超えてデータを共有し、新しいサービスの創出や既存サービスの高度化を目指す「**データスペース**」の取組が実装段階に入りつつあり、既に自動車分野における **Catena-X**⁴などの取組が存在している。こうした取組におけるデジタル基盤や参照モデルなどをグローバルに発信することで、自らのデータ主権を確保しつつ、EU 主導での国際的なデータ流通の標準化を企図している。

データスペースにおけるデータ連携では、データそのものの真正性や完全性、データ利用主体の信頼性等の確保が重要な要素となる。これらを可能とするのが電子署名やタイムスタンプをはじめとする**トラストサービス**であるが、欧州では **eIDAS**⁵ 規則の改訂となる eIDAS 2.0 にトラストサービスの範囲の拡充が盛り込まれており、現在議論されている。個人・法人等にまたがるトラストのルールやそれに基づくサービスが、国際的につながるデータ連携基盤間で相互認証できない場合、データに国際的相互運用性がなく、国内外からのデータ移転が阻害されるおそれがある。我が国においても、国際的な協調を図り、主導的な立場を執っていく必要がある。

また、我が国が提唱国である **DFFT**⁶ については、G7 で合意した DFFT 具体化のための議論やプロジェクトを推進するための国際枠組みを着実に進展させ、国際的なデータガバナンスにおける日本のプレゼンスを高めていくことが必要である。

こうした環境の変化を踏まえつつ、包括的データ戦略に基づく取組をより強力に推進するため、令和 5 年 12 月に「**AI 時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン**」が策定された。同アクションプランでは、①品質が確保された活用しやすいデータの整備とオープン化、②データを安心して活用できるツール・仕組みの整備、③必要な体制整備の 3 つの柱が掲げられている。

2. 3 重点計画に基づく取組の推進

上記の包括的データ戦略や AI 時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプランは、デジタル庁が策定する「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」において施策が具体

⁴ 自動車業界のサプライチェーン全体を通じてデータを共有するためのアライアンス。ドイツのフラウンホーファー研究所が開発した技術を基礎に、自動車のバリューチェーン全体で効率化、最適化、競争力の強化、持続可能な CO₂ 排出量削減などの実現を目指す。

⁵ 2014 年に成立した EU 圏内市場での電子商取引のための電子識別およびトラストサービスに関する規則。改訂版となる eIDAS 2.0 が 2021 年に欧州委員会に提案されている。

⁶ Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通。「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプト。

化され、スケジュールを定めて取組が推進されている。重点計画の中で現在推進されている、データ戦略関連の主な取組を列挙すると以下の通りである。

(分野横断的な取組)

- ・ マイナンバー情報連携の進展
- ・ デジタルにおける認証手段の整理・展開（マイナンバーカード、G ビズ ID 等）
- ・ ベース・レジストリの整備
- ・ 政府相互運用性フレームワーク（GIF）の整備
- ・ データ活用の前提となるアナログ規制の見直し
- ・ データ連携基盤の整備
- ・ DFFT 促進のための国際連携
- ・ スマートシティ
- ・ 産業分野におけるデータ連携 等

(個別分野のデータ整備・利活用)

- ・ 健康・医療・介護
- ・ 教育・子ども・子育て
- ・ 防災 等

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、令和5年6月9日に最新版が策定され、工程表に基づき取組が推進されてきた。一部の取組については状況の変化を受けた工程表の見直しを行っているものの、多くの取組は当初工程どおり進捗している。

2.4 これまでのデータ戦略の課題

以上のとおり、官民データ活用推進基本法の成立や包括的データ戦略の策定など、政府レベルでのデータ戦略が推進されてきた。他方、コロナ禍では国・地方自治体間の情報共有の不足、社会の基礎的データの整備が不十分で迅速な給付行政が困難などデータ利活用の遅れが浮き彫りとなった。また、本年1月の令和6年能登半島地震への対応においても、これまで進められてきたインフラ整備やデータの利活用の取組が万全に機能したとは言い難い。

データ戦略が重要であることに疑いの余地はないものの、我が国の社会全体のデジタル化の取組の中でその重要性和役割が曖昧なものになっており、結果としてデータ戦略そのものの推進力が十分に発揮されていないのではないかと。その要因として、以下を仮説として提起したい。

① 固定的なタスクの集合体としての戦略形成

データ戦略が個別分野の具体的なタスクの集合体として構成されており、戦略として示された包括的な理念や原則が個々の取組に十分に浸透していないのではないか。結果として、我が国のデータ戦略に関連する取組相互の連携が不十分となっているのではないか。

② 技術やサービスの急速な進展による戦略の陳腐化

技術やサービスの急速な進展にデータ戦略がついていけておらず、戦略の陳腐化が起きているのではないか。技術やサービスの進展に伴い制度的課題が明らかになる都度、後追的に「戦略」を立て対応しているのが実態ではないか。

③ 他の戦略との関係性が不明瞭

データ戦略とデジタル化に関する他の戦略（特に人材育成戦略やセキュリティ戦略）の関係が不明瞭であり、他の戦略との連携が有効に機能していないのではないか。この点は、包括的データ戦略の中でもアーキテクチャが提示されてきたが（Fig.2-2）、あくまでも静的な戦略フレームで技術の進展に対応できていないという指摘もできる。



Fig.2-2 包括的データ戦略のアーキテクチャ

(出典：包括的データ戦略)

3. プロセス指向のデータ戦略

概観してきたように、これまでのデータ戦略は、個別の固定的なタスクの集合体として定められた側面が強く、変化の速い技術やサービスの進展の中で陳腐化する状況が見られたと言えなくはない。そもそもデータには、日々新たに生み出され、更新され、時に死んでいくというライフサイクルがある。これを踏まえれば、データ戦略は単にこれまで連携されていなかったデータを連携する、そのための基盤を構築するといった固定的なものではなく、具体的なデータの利活用に向けて自律的にアップデートされていくものでなければならない。このように戦略的なプロセスがデータ戦略に組み込まれ、新たな技術や社会状況の変化を内在化していくことが必要との視点に立ち、デジタル・ニッポン 2024 では、「プロセス指向のデータ戦略」の構築を提案したい。

プロセス指向のデータ戦略では、まず制度ベースの戦略プロセスと技術ベースの戦略プロセスに分けてその相互作用を運用していく。**制度ベースの戦略プロセス**では、個別のデータ利活用に向けたデータ戦略（狭義）を立案し、データ利活用のためのインフラを整備し、データ利活用の運用局面に至る。運用局面で制度的な課題が発見されれば、制度の見直しを行う。これまで、この制度ベースのデータ戦略が一般にデータ戦略として認識されていた。しかし、デジタル社会では、この PDCA サイクルの間に頻繁に新技術が登場したり、破壊的なイノベーションが起きたりして、それまでのデータ戦略が一気に陳腐化することがある。このため、新たに技術ベースの戦略プロセスを導入する必要がある。

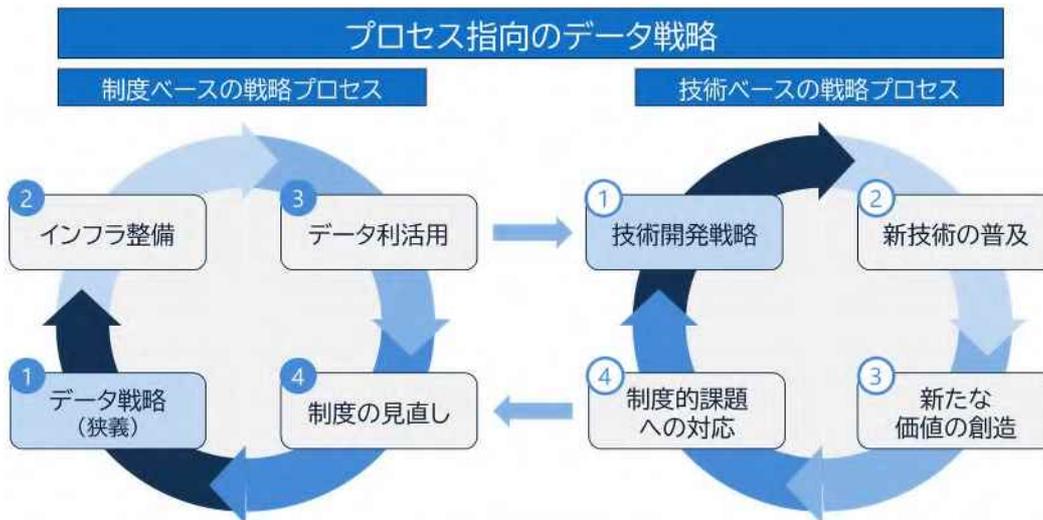


Fig.3-1 プロセス指向のデータ戦略

技術ベースの戦略プロセスでは、新技術の開発と普及をデータ戦略に導入することを企図する。ある新技術について、技術開発戦略と普及（社会実装）を計画し、新たな価値の創造を図り、制度的課題に対応しながらサイクルを回していく。新技術の普及や制度的課題への対応等の局面で、制度ベースの戦略プロセスと相互に関連しながら進行していく。このようなある種の思考実験により、データ戦略を動的に管理・運用し、新しい技術を迅速に導入したデータ戦略が可能になる。今後は、このようなプロセスに着目した戦略が立案されているのか、そのようなプロセスがプロジェクトにビルトインされているのかどうか、さらには、これらのプロセスが妨げられることなく高速で回転しているかどうかなどに着目すべきである。以降、データ戦略におけるインフラ整備、データ利活用及び制度的側面に分けて現状分析を行い、新たなデータ戦略に向けた視座を得ることとする。

4. インフラ整備の進展と課題

データ連携・利活用のためのインフラ整備は、先に述べた制度ベースの戦略プロセス（狭義のデータ戦略）の出発点となる。これまでも様々な分野でインフラの整備が進められてきているところ、その現状と課題、取り組むべき事項を明らかにする⁷。

4. 1 データ連携・利活用のためのインフラ整備の進展と課題

(1) マイナンバー情報連携の進展と課題

個人にパーソナライズされた利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために、個人を特定する ID であるマイナンバーが重要となることは言うまでもない。令和5年に成立したマイナンバー法等の一部改正法によりマイナンバーの利用範囲の拡大が実現されるなど情報連携の取組は進展しているが、同時に令和5年にはマイナンバーの紐付け誤り事案も複数発生した。これらの多くは、デジタル化によって今まで見過ごされていた人的誤りが表面化したという側面もあり、デジタル化の過程において不可避のトラブルであったとも言える。その点も踏まえた上で、今後は、正確かつ安心な情報連携の仕組みを構築・運用するとともに、データ品質の確保に関し、各情報連携機関に対する支援を充実させる必要がある。また、一連の事案を受けた国民の不安を取り除くよう、マイナンバー情報連携の安全性や国民が受ける利便性について、広報のあり方

⁷ 昨年、とりまとめられた「**デジタル・ニッポン 2023 ～ガバメント・トランスフォーメーション基本計画～**」においては、従来の経済・社会活動を支えてきた社会インフラである「制度」「リソース」「ガバナンス」の3つを、デジタルを前提にしたものに作り直すことで、ガバメント・トランスフォーメーションを実現し新しい国の形を創っていくことを目的とした。このように、従前から国家戦略としてのインフラ整備はハードだけを想定したものではない。

を研究しつつ発信を強化すべきである。

インフラ面に関しては、現在デジタル庁において新たな情報連携基盤の仕組みである**公共サービスメッシュ**⁸の構築が進められているが、この仕組みを令和7年度中に稼働させ、国民・国・地方自治体等の全てのステークホルダーが情報連携のメリットを実感できるようにすべきである。

(2) マイナンバーカードの普及と今後の利活用

マイナンバーカードはデジタル空間における最高位の本人確認機能を有する「デジタル社会のパスポート」であり、データ戦略の推進に当たり極めて重要なインフラである。令和6年5月12日時点でマイナンバーカードの交付枚数は、すでに約9,924万枚（全人口の約79.1%）となっている。また、Android端末ではマイナンバーカードのスマートフォン用電子証明書が利用可能となっている。マイナンバーカード普及という基本的なインフラ整備は相当程度進んでおり、マイナンバーカードを利用したサービスを展開するための下地が整ったといえるだろう。

今後は、マイナンバーカードの利便性を更に向上させるために、運転免許証や在留カードとの一体化やiPhoneへの電子証明書搭載を早期に実現すべきである。特にスマートフォンへの電子証明書の搭載は、マイナンバーカードの利便性を劇的に向上させ、これまでの世界観を一変させることが期待され、既に搭載しているAndroidも含め、2025年の確定申告の時期までに対応を完了させなければならない。また、エンタメ領域における不正転売防止等の民間サービスにおけるマイナンバーカードの活用や、公共施設の利用カードとしての活用（市民カード化）等を進め、マイナンバーカードがあれば多様なサービスを受けられる環境を早急実現すべきである。

また、マイナンバーカードの重要性が高まるからこそ、デジタルに不慣れな方にもマイナンバーカードの健康保険証としての利用や電子証明書のスマートフォンへの搭載等のサービスを利用してもらうことが重要となる。現状のマイナンバーカードの利便性・簡便性がまだまだ国民に伝わっていない点を踏まえて、デジタル推進委員の任命人数の増加も含め、彼らの取組を拡充し、高齢者等へのサポートを強化すべきである。また、高齢者だけでなく、様々な要因によりデジタルの活用が難しい方がいる。高齢者をケアする年代も含めた幅広い支援が重要である。

(3) ベース・レジストリの整備

法人や不動産、住所情報など、マイナンバー情報連携以外の行政保有情報連携の取組と

⁸ 行政フロントサービスと行政機関の業務システムとの「タテの連携」、行政機関同士の「ヨコの連携」により、行政が持つデータを活用・連携することで、住民サービス体験のさらなる向上や、自治体職員の業務の効率化・負担軽減、国全体のコスト削減を目指すシステム。

して、デジタル庁において**ベース・レジストリ**⁹の整備が進められている。ワンスオンリー（一度提出した情報は二度提出不要）やコネクテッド・ワンストップ（複数の手続が一元所で実現）の実現に当たり、ベース・レジストリの整備は極めて重要であるが、ベース・レジストリに関しては過去に事業所のデータ整備事業を中止した経緯がある。

こうした経緯も踏まえ、ベース・レジストリの整備に関しては単なるインフラ整備だけでなく、実際のユースケースや国民・行政機関等のニーズを明らかにした上で、取組の実現可能性を精査した上で整備を進める必要がある。この際、登記情報を保有する法務省等、ベース・レジストリの整備・運用に必要となるデータオーナーである各府省は、ベース・レジストリに登録されるデータが適時適切にアップデートされるようデジタル庁との機能的連携が可能となる仕組みを構築すべきである。また、ベース・レジストリにおけるデータ整備については、国立印刷局の持つノウハウを活用し、品質の高いデータを整備することで、情報連携の仕組みに係る全体のコストが効率的なものとなるよう留意する。加えて、民間企業に対する登記情報 API の開放について、制度所管省庁である法務省とデジタル庁で検討を行うべきである。

(4) 政府相互運用性フレームワーク（GIF）の整備

データの相互運用性の確保は情報連携に当たっての前提である。文字規格、個人、法人、住所等、共通して用いられるデータの標準がデジタル庁において政府相互運用性フレームワーク（GIF: Government Interoperability Framework）として整備されているが、GIF はあくまで参照モデルに留まり、政府情報システムにおける実装は道半ばの状況である。政府情報システムや準公共分野における GIF の採用状況を調査し、現場のニーズに合わせた GIF の整備を進めるべきである。

4. 2 自治体サービス・民間サービスとの連携

これまでは主に国レベルでの「データ戦略」を議論してきたが、データ活用を進める上では、国だけでなく、地方自治体や民間企業における取組に目を向ける必要がある。

北海道北見市の「**書かない窓口**」や、神奈川県相模原市の自治体業務における生成 AI 活用など、新たな技術の導入やデータ活用は国よりも地方において先進的な取組への着手が行われることが少なくない。**デジタル田園都市国家構想**交付金は単なる補助金ではなく、こうした先進的な取組の創出による社会課題の解決を通じた持続可能な地域社会・コミュニティの実現を重視している。しかしながら、ガバメント・トランスフォーメーションは短期間ではならず、これまでのように各主体でシステムを作り込んでいては DX 推進に時間を要する。また、業務・サービスのレジリエンス向上のためにも、システムの「作り込

⁹ 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

み」からクラウドサービスを「使いこなす」ことへの転換が求められている。

このため、これまでの取組を更に進め、先進的な取組の創出と優良事例の横展開（「作る」から「使う」への転換）を促進する。令和5年度に公開された「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ」の拡充や自治体の調達を支援するためのモデル仕様書の改定を行うとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の枠組みを活用して優良事例の普及を強力に推進すべきである。その際、本年3月に設立された「**デジタル化横展開推進協議会**」において、DXに取り組む民間企業や地方自治体、大学等の多様な主体が参画するコミュニティを形成して新たな取組の創出や自治体・民間サービスとの連携を推進すべきである。

また、確定申告のデジタル化における控除証明書発行企業等とマイナポータルとの連携、自治体マイナポイントの取組と各種決済アプリとの連携等、行政サービスと民間サービスの連携が進展している。能登半島地震支援寄付へのふるさと納税の仕組みの利用や、大学において学生とのつながりを維持するためのマイナンバーカード・マイナポータルの活用など、行政以外の主体が行政サービスを活用して新たなサービスを実現する動きも始めている。国民が日常的に利用するサービスの大半は行政サービスではなく多種多様な民間サービスであることを踏まえれば、行政のみが公共サービスの提供主体であるという認識を捨て、民間等のサービスにも組み込まれることを前提に行政サービスの設計を行う必要がある。

上記のような自治体・民間における先進的なサービスの展開や国の行政サービスとの連携を念頭に置いて、データ戦略として取り組むべき事項の洗い出しや制度的課題・業務遂行上の課題への対応を行っていくべきである。

4. 3 令和6年能登半島地震からの教訓

本年1月の能登半島地震への対応は、本格的にデジタル技術の活用による情報共有や支援活動が行われた初めてのケースと言っても過言ではない。対応を通じ、災害時のデータ連携・データ活用の可能性が示されるとともに、実際の現場におけるデータ連携のインフラ整備やデータ利活用の課題が明らかになった。能登半島地震から得られた教訓を今後のインフラ整備やデータ活用の取組につなげていく必要がある（防災DXに関する具体的な提言については防災PTの提言を参照されたい）。

① 発災直後：通信の維持

発災直後の主要な課題は電気・通信の途絶による実態把握の遅れと被災者・避難者への情報伝達の困難である。能登半島地震においても通信インフラは被害を受け、道路寸断による進入困難もあいまって復旧に時間を要する地域が発生した。このフェーズにおいては、防災DXの前提である電気・通信インフラを維持するため、大規模災害にも耐えうる停電対策・通信ネットワークの強靱化が求められる。

② ～発災後数週間：避難所の把握

発災後数週間までのフェーズでは避難所の把握が主要な課題であった。正規の避難所に加え、多数の「実質避難所」も存在した。避難所の場所や状況についても市町村、自衛隊、各府省からの情報が混在し、正確かつ適時（タイムリー）な把握は難しかった。

情報共有に関しては、**防災DX官民共創協議会**などの民間デジタル人材が情報共有ツールを現場で開発し、災害情報の集約や整理に貢献した。また、保健・医療・福祉関係の情報については、各種情報の集約や可視化の実現に向けて開発中であった「**災害時保健福祉医療活動支援システム（D24H）**」の機能が一部開放され、災害対応に活用された。これらの取組は災害時のデータ連携・データ活用の可能性を示した一方で、入力されるデータの揺らぎや不正確性、情報の入力を誰が責任を持って行うかといった現場での運用の確立等の課題は引き続き残っている。

避難物資の輸送については国の「**物資調達・輸送調整等支援システム**」が稼働し一定の成果を発揮した。ただし、他部署・他自治体からの応援職員が必ずしもデジタルに習熟しておらず避難所ごとのシステム活用には至らなかった、物資を受け取る側の避難所における在庫管理は引き続きアナログで対応していた等の課題があった。

③ ～発災後数カ月：被災者の把握

発災後数カ月までのフェーズでの課題は個々の被災者の把握である。必要な支援を必要なタイミングで届けるためには個々の被災者の所在の把握が不可欠であるが、一次避難所から二次避難所への移動や避難所以外への移動など、被災者の移動範囲が広がるにつれ、被災者の所在把握が難しくなる。

デジタル技術の活用により、こうした被災者把握の解決を目指すべきである。石川県、デジタル庁及び防災DX官民共創協議会はJR東日本の協力を得て、避難所でSuica¹⁰を配布し、各SuicaのIDと被災者の氏名や住所等を紐づけ、被災者状況の把握に取り組み、一定の成果を挙げた。今回はSuicaでの実施となったが、今後の対応においてはマイナンバーカードによる被災者の把握を可能とするため、マイナンバーカードの（スマートフォンへの搭載等の利便性を高めつつ）携行率の向上、カード非保持者向けの予備カードの確保、災害時に備えたカードリーダーの準備等を進めるべきである。

4.4 VC/DIDの利活用促進

個人に関するデータが様々な組織、サービスを横断してやり取りされる環境において、デジタル空間でのID管理はデータ戦略の観点からも極めて重要なインフラである。他方、中央集権的な管理主体に依存する従来型のID管理は、プライバシーやセキュリテ

¹⁰ 鉄道、バス、買い物等で利用できるJR東日本のICカード。

イ、経済安全保障といった観点から課題を有しており、自己に関する情報を他社に依存せずに自身で制御することのできる分散型デジタルアイデンティティへの注目が高まっている。

web3 技術を応用した VC¹¹ 及び DID¹² は分散型デジタルアイデンティティを実現する技術であり、国際標準化及び諸外国でのプラクティスが積み上げられつつある。我が国においても民間主導で実証やルール整備の検討が進められているが、国内サービスの濫立を避けるため、所管省庁を中心に官民が連携し、国内での早期実装に向け、国際標準化をはじめとした議論への参画、実装に当たっての制度的・技術的課題の整理等を進めるべきである。また、VC 及び DID の社会実装を促すため、行政における先行的なユースケースの創出にも、所管省庁を中心に関係省庁が連携して取り組むべきである。

また、VC/DID を活用した分散型アイデンティティの実現に向けて、欧州をはじめとした各国で DIW¹³ の議論が進められている。本人を介した情報連携のハブ機能となる DIW がデジタル社会の新たな choke point になり得ることを踏まえ、産業振興や競争政策の観点も含めた政策検討を所管省庁において実施するべきである（VC 及び DID に関するより詳細な提言について web3PT の提言を参照されたい）。

4.5 インフラ整備とデータ戦略の関係性

上記の通り、情報連携に関するインフラ整備はこれまでに一定の進展を見せており、個別の固定的なタスクという側面はややあるものの、狭義のデータ戦略に基づく取組として進められてきたと評価できる。他方、情報連携が進むにつれ、マイナンバーの紐づけ誤りや令和 6 年能登半島地震における対応等の課題が明らかになってきている。インフラ整備を進めるに当たっては、実際のデータ利活用の運用状況を踏まえ、新たな制度的対応やインフラ整備の軌道修正を行うというサイクルをあらかじめデータ戦略の中にビルトインしていくこと、すなわち制度ベースの戦略プロセスを確実に回していくことが重要である。

また、インフラ整備は他のデジタル戦略、特にセキュリティ戦略と整合をとって進めていくことが必要である。安心・安全なデータ流通・活用が実現されるよう、データ戦略で推進することとされたインフラについては、セキュリティ戦略上も重要な取組と位置づけて取り組むべきである。

¹¹ Verifiable Credential：内容の検証がオンラインで可能なデジタル証明書。身分証明や職歴等の属性をデジタル化し、検証可能な形で提供する。

¹² Decentralized Identifier：分散型 ID。中央集権的なレジストリを必要とせず、ユーザが自身の情報をコントロールする ID。

¹³ Digital Identity Wallet：個人・法人の属性や資格情報を保存し、提示できるウォレット。

5. データの利活用の可能性と課題

これまでのデータ戦略において一定の成果を見せてきたインフラ整備に対し、実際の戦略的なデータ利活用は途上にある。ここでは、データ利活用における先進技術の可能性と課題を分析する。

5.1 データ戦略と先進技術

デジタル社会推進本部では、「AIの進化と実装に関するプロジェクトチーム」や「web3プロジェクトチーム」等を中心に、先進技術の社会実装に向けた戦略について議論してきた。AIについては、2022年秋のChatGPTの登場から速やかに議論を始め大胆な施策を内容とするホワイトペーパーを公表したが、それ以来非常に速いペースでダイナミックな変化を見せており、政府も広島AIプロセスをはじめとして素早く反応している。web3についても、対応すべき課題は多いが制度整備を含め一定の進展を見せている。これらの先進技術が、データ戦略上大きな影響を有し、データに対する社会の見方を一変させる力を持っていることを、今まさに目撃している。

先進技術の潜在力は疑いようがないが、技術開発への投資を更に促すとともに、付加価値を生み出していく取組が必要となる。例えばAIは、既に様々なビジネスや業務への活用によって、今後生産性向上と社会的課題の解決に貢献する可能性を示しつつあるが、まだ発展の途についたばかりであって、日本語に強い大規模言語モデル(LLM)をはじめとして様々な研究開発力の強化と社会実装の取組が不可欠である。政府は、技術開発に一層力を入れ、画期的なアイデアを実現させる環境の整備に積極的に取り組むべきである。これには、必要なガイドラインの策定、高度研究人材の育成やリスク管理など様々な取組が含まれる。

制度面では、リスクを適切に管理しつつ、テックフレンドリーな社会の実現にどう貢献するかが課題となる。個人情報保護、知的財産、各種の業法等様々な制度があるが、イノベーションを担う事業者を萎縮させることがないようにしなければならない。特に規制の見直し・運用に当たっては、政府は多くのステークホルダーの意見を聞き透明性を高めることが必要である。

デジタル庁が策定した「AI時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン」では、AI技術の進展を踏まえつつ、我が国の抱える社会的課題の解決に向けた取組を工程として表している。今後、アクションプランを着実に実行していくとともに、技術ベースの戦略プロセスを循環させ、新技術の開発と導入、それによって生み出される新しい価値の実現、制度的対応を繰り返しながら環境の変化に合わせた柔軟な戦略の見直しを行っていく必要がある。

5. 2 “Need to know”から“Need to share”へ

安全保障分野におけるデータの取扱いをめぐっては、“Need to know”と“Need to share”¹⁴の両原則の相克、すなわち機密情報の共有が安全保障に資する一方で、それが情報漏洩によって安全保障を阻害するというジレンマが存在する。一方で近年、安全保障の領域が経済・技術にまで拡大し、同盟国・同志国において情報保全制度が定着している中、民間の主体も含めた情報保全制度が必要であることが確認され、令和6年通常国会では、いわゆる**セキュリティ・クリアランス法**（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律）が成立した。その必要性は、内閣官房「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」の「最終とりまとめ」に示されているとおり、国が認めた「信頼できる証」が、同盟国・同志国との国際共同開発への我が国企業の参画を促し、国家安全保障を支える総合的な国力の向上に資することである。

セキュリティ・クリアランスの議論は、現在の国際情勢において産官学のデータ共有の必要性（Need to share）を経済社会の側面から明らかにした。セキュリティ・クリアランス制度は、クリアランスを持つ者が「Need to know」の原則に基づいて機密と指定された情報へのアクセスが認められる制度となるが、その前提として信頼性が確認された関係者間での円滑な情報共有がなければ、国家安全保障の確保と社会経済の発展を確保できないということを示している。信頼性の確保による官民・民間のデータ共有のための仕組みづくりは、我が国が戦後多大な労力によって維持してきた自由主義・民主主義を守るために乗り越えるべき現実の課題である。

データ共有の必要性そのものは、経済安全保障と文脈とは異なっても変わることはない。これまで制度や主体を超えたデータ連携が進まなかったために、実現しなかった価値が多く存在する。テクノロジーの変化は、このような状況に変化を迫っている。これからは、テクノロジーを使いこなし、戦略的なデータ利活用によって価値を生み出すことを意図的に進めていかなければ、我が国が抱える様々な課題が解決されないままとなり、国際的にも我が国だけが取り残されてしまうという危機感を共有したい。

このようなデータ戦略を推進するに当たり、官民のデータ連携はもちろん、民間のデータ連携についても、政府の一定の関与が求められる。本稿では、データ戦略における政府の役割として、信頼の確保・維持と画期的なアイデアを集めることを強調している。民間のデータ連携のためには、ルールやトラストサービスによってデータ連携の信頼性を確保

¹⁴ 「Need to know」は、組織における情報管理の基本原則の一つで、機密情報の漏洩を防止するため、特定の機密情報にアクセスすることができるのは、その機密情報を必要とする人物のみに限るという考え方。「Need to share」は、特にテロ対策等の文脈において、重要な情報を共有することによって複数の観点からの分析が可能となり国家安全保障に資するという考え方。

するための制度的環境を構築することや、政府が多くのステークホルダーを集め連携させ、社会的課題の解決策を実現する場を提供することが不可欠となる。政府は、このようなプロセスをデータ戦略に盛り込み、継続的な改善を図るべきである。

6. データ利活用を支える個人情報保護制度に向けて

個人情報保護法が2003年に成立して20年が過ぎた。個人情報は、本人と社会に大きな恩恵をもたらす価値の源泉であって、その保護は、利活用との両立によって個人と社会の調和を実現するための根幹である。データは人の行動から生み出され、それが意識的に利活用されることによってその人の利益に還元される。健康医療、金融、消費等あらゆる場面で我々は個人に関連するデータを生み、そのデータが分析され、活用されることで、健康を維持し、最適な金融サービスにアクセスでき、豊かな消費生活を送ることができる。

しかし、2016年に設置された個人情報保護委員会の制度運用がこのようなデータ利活用による豊かな社会の実現に貢献できているのか、個人情報保護委員会の体制、議論の仕方も含め、徹底的に検証されるべきである。個人情報を個人から収集し保護している主体は事業者であって、制度の運用には事業者から寄せられる信頼が必要であることを失念してはならない。

現在、個人情報保護委員会事務局は、令和2年改正法の附則に基づく「施行後三年ごと見直し」に向けた検討の段階にある。データ戦略を議論するデジタル・ニッポン2024では、多様なステークホルダーの意見も踏まえて提言を行うべく、データ利活用における課題として紙幅を割くことにした。

なお、本章で提言した内容が個人情報保護委員会における議論にどのように反映されていくか、デジタル社会推進本部は引き続きその状況をヒアリングしていく。

6.1 個人データの定義の見直し

個人情報保護法は、累次の改正によって個人情報の保護と利活用の両立を目指し、**匿名加工情報**や**仮名加工情報**等の定義を導入してきた。今や個人情報、個人データ、個人関連情報や保有個人データも含め、数多くの定義が乱立している。これにより、データを保護し利活用する企業にとっては、あるデータがどの定義に該当するか、複数の定義に該当する場合にどのような管理すべきか等に腐心しなければならず、負担になっているという指摘がある。また、電気通信事業法において「特定利用者情報」に関する規律も創設されている。このような状況は、これまで個人情報の保護と利活用の両立を阻害するものと言える。改めて保護の対象たる個人に関する情報・データについて定義を検討すべきである。

6. 2 個人データの第三者提供の在り方

現在、個人データの取扱いに関し、必ずしも本人の同意を得なければならないとはされていないものの、事実上本人の同意が重視されており、それゆえ個人データの利用目的について十分理解しないままに様々な場面で本人が同意を求められ、いわば「**同意疲れ**」が起きていると指摘されている。このような本人同意の形骸化は、本人の理解の下で個人データの保護とデータ利活用を推進しようとした個人情報保護制度の理念から著しく外れると言わざるを得ない。本人から寄せられる信頼を基礎とした円滑なデータ流通の実現が再度目指されるべきである。

(1) 本人同意原則の見直し

個人データの第三者提供について、現在でも同意が不要なケースとして、個人情報保護法第 27 条には①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等、限定的に列挙されている。しかし、実際のビジネスシーンや行政実務では、個人データの第三者提供を当然の前提とするサービスの利用に際して、改めて同意を取得する必要がない場合もある。例えば、災害現場で救急隊員が個人の医療情報にアクセスするために必ず同意を取らなければならないのか。金融機関が海外送金を行うために送金者情報を送金先の金融機関に提供するために同意が必要なのか。また、本人が行政機関間の情報連携を希望しているにも関わらず、提供元の行政機関が改めて本人から同意を得なければならないのか。インターネット上等で既に公開されている情報を提供する場合にも本人同意が必要なのか。個人情報保護委員会は、本人同意が不要なケースとして、法令に基づく場合、契約に基づく場合や正当な理由に基づく場合等、個々の現場の実情を知った上で改めて整理すべきであり、全体として合理的な手法が検討されなければならない。

(2) 提供元基準の見直し

現在、個人データの提供については提供元基準が採用され、個人データを加工して本人情報がマスキングされていても、提供者が特定の個人を識別することができれば本人の同意が必要である。しかし、提供先において個人の特定が不可能であり、本人の不利益があるとは言い難いにも関わらず提供元が本人の同意を求めることは適当とは言えない。提供先において特定の個人を識別するのであれば、提供先が本人に対してその取扱いに責任を負うべきである。

6. 3 統計データの利活用

現在、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう一定の基準

により加工した個人に関する情報である仮名加工情報は、情報を取得し加工した事業者による分析のみが認められ、複数の事業者が持っているデータを統合して分析することは認められていないが、雇用情報等では多数のデータを統合して分析することが有効なケースが多々ある。このため、個人データの定義の見直しも踏まえつつ、仮名加工した情報に限り、個人が特定できる情報への復元を禁止する等の一定の規律を課した上で、統計分析や統計分析を行う第三者への提供を可能とする仕組みを検討すべきである。その際、認定個人情報保護団体への届出等の枠組みによって監督を補完する方法もありえる。

6. 4 制度見直しの在り方

(1) 「三年ごと見直し」

令和2年改正個人情報保護法の附則には「三年ごとの見直し」が規定されており、定期的な制度の見直しを実施することが常に予定されている。この短い期間は、見直しを行うに十分な長さなのだろうか。また、前回の改正からこれまでの間に、制度がどのように個人情報の保護と利活用に資する機能を果たしているのか十分な評価が行われただろうか。少なくとも、個人情報保護委員会は、3年という短い期間で法改正・規制強化を拙速に議論すべきではない。制度の頻繁な改正は予測可能性を低下させ、企業にとってデータ活用への投資を控える要因にもなる。

この間、生成AIも含め、データを取り扱う技術が急速に発展した一方で、個人データを安全に扱うための**プライバシー強化技術（PETs¹⁵）**も登場してきた。例えば、秘密計算は、個人情報を秘匿したまま統計処理を行うことができる。このような新技術は、ビジネスと制度の対立関係を解消し、我が国の国民生活や経済社会の発展に大きく貢献する可能性のある、まさにディスラプティブな技術であって、個人情報保護制度は、その開発と実装の妨げになってはならない。ビジネスの現場と技術動向への理解なしには、豊かな社会は実現しない。

また、個人の権利利益を害するような個人情報の利用や杜撰な情報管理が後を絶たないが、そのような悪質な事案と個人情報の適切な活用によるビジネスとの間には大きな差がある。社会の変化が速い現代社会において、制度の陳腐化は防がれるべきだが、個人情報保護委員会は、企業に対するこれまでの法執行について、今一度振り返って分析し、見直しのための見直しではなく、制度の実効性と制度への信頼を維持するための意義ある見直しになるよう最大限努めなければならない。

¹⁵ Privacy Enhancing Technologies：データを取り扱う際に、個人データの利用を最小化したり、データセキュリティを強化したりすることにより、当該データの効用を失わせることなく、プライバシー保護を実現させる技術。

(2) 生成 AI 等の新技術への対応

生成 AI については、2022 年の ChatGPT 公開以降、技術開発に投資が集中し、飛躍的な発展を遂げている中、どのようにデータを AI に学習させるかが課題となりえる。しかし、生成 AI は大量のデータを学習することによって発展する技術であることを踏まえれば、入力の段階で個人情報を除こうとすることは、必ずしも適切とは言えない。個人情報の悪用こそ規制すべき行為である。生成 AI の発展ではなく、生成 AI の利用を通じた個人情報の悪用をどのように止めることができるかを考えなければならない。

政府は、生成 AI について G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月 20 日）でプライバシー保護の重要性について指摘している。データがビジネスによって国境を越えて流通し、それによって価値を生んでいくグローバル環境においては、**規制の国際的なイコールフティング**が重要な意味を持つ。個人情報保護委員会は、規制とデータ利活用のバランスが保たれるよう、国際情勢も踏まえ、生成 AI をはじめとした新技術に臨むべきである。

また、新技術の社会実装に際し、個人情報保護制度の運用が予測可能性を備えることが非常に重要である。ガイドラインや Q & A 等の運用基準を作成・公表する場合は、それが実質的な規制として機能することも踏まえた上で、産業界も含めた関係者の意見を十分に聞き、透明性を高めなければならない。

(3) 準公共分野における個人情報の保護の在り方

健康・医療、教育、防災やこどもといった公共性の高い分野においては、個人情報等の利活用ニーズが大きいことが既に知られている。この利活用ニーズは、経済社会の発展のみならず、国が守るべき国民の生命・財産にも大きく関わるものでもある。ただ、それぞれ分野における事情やケースが異なるため、個人情報の保護についても、同じようなアプローチで考えてよいとは限らない。個人情報保護法が、個人情報の取扱いに関する一般法であることに留意し、分野の特異性に応じた実効性のある対策が講じられるよう特別法により対応することも検討されるべきである。

健康・医療分野では、ゲノムデータを医療や創薬に利用することで個人に大きなメリットをもたらす可能性があるが、データの収集、処理や管理について異なる扱いが実現される必要がある。また、個人情報保護法第 18 条第 3 項第 6 号（学術研究例外）に関しても、研究機関と医療機関とが同じようにデータを取り扱えないことによるデメリットにも目を向けるべきである。

こどもに関する情報については、**こども・子育て DX プロジェクトチーム**の提言においても指摘されているように、連携されたデータを用いてプッシュ型・アウトリーチ型で支援を届けるべきである。住民記録、保育、教育、医療等の情報が連携されることにより、こどもと家庭に適切な支援を届け、関係者の更なる協力を得ることにつながっていく。その前提として、個人情報の適切な取扱いを整理することはもちろん、広範な法領域を踏まえた論点整理がこども家庭庁の関与の下で必要となる。

防災については、災害の多い我が国で知見が積みあがりつつある一方で、**防災 DX プロ**

プロジェクトチームの提言では、令和6年能登半島地震における事例として、被災者データベースの担当者が個人情報の取扱いに関する複雑な法体系を理解するのに相応の時間を必要としたことに言及されている。また、災害時の医療情報や個人の位置情報の活用についても課題がある。災害時における個人情報の活用によるメリットは非常に大きいため、一つひとつの課題に政府が真摯に取り組むべきである。

6. 5 効果的・合理的な法制度と法執行の在り方

(1) 効果的な制度と執行

個人データの漏洩に関しては、これまで個人情報保護委員会が非常に厳しい漏えい等報告を事業者に課し、例えばサイバー攻撃等を受け、実際に個人データが漏えいしたのか確認できない場合にまで個人情報保護委員会への報告と本人への通知を求めている。個人データが漏えいしたのか確認できない場合、その技術的な評価は多岐に渡るにも関わらず、現在のように非常に広い網をかけて事業者に厳しい対応を求めても、ただ事業者に重い負担を課すに過ぎない。個人情報保護委員会は、どのような事案を把握すべきなのか明らかにし、漏えい等報告のための作業が個人の権利利益の回復に役立っているのかも含めて、その意義が検証されるべきである。個人情報保護の実効性を確保するためには、形式的な漏えい等報告や本人への通知を求めるのではなく、あくまで**リスクベースの議論**がなされなければならない。

個人データの杜撰な管理や悪用は当然戒められるべきだが、多くの事業者は、個人情報保護に関する社会的要請に真摯に応じ、顧客から提供された個人データを適切に管理しようとしている。これは、悪質な例とは明確に分けて考えられるべきである。個人データを適切に管理しようと考えている事業者は、プライバシー影響評価（PIA）の実施等により、個人データの必要性や管理方法について具体的に明らかにすることによって、社会的要請に対応しようとしている。また、データ保護責任者（DPO）を設置する等、組織内体制を整えている事業者もある。このような取組を努力義務として位置付けるとともに何らかの法的なインセンティブを付与することで、自主的な取組を拡大し、社会的な評価を促していくことも検討されてよい。

(2) 課徴金や訴訟制度等に関する考え方

国外では、個人情報の悪用に関して課徴金や団体訴訟によって、その被害の救済を図ろうとする制度が存在する場合がある。課徴金制度については、令和2年改正法の附帯決議でもその導入について触れられたが、我が国では議論が十分に尽くされているとは言い難く、このまま課徴金制度が導入されれば、事業者が一層萎縮することになりかねない。既に導入されているEU等の国・地域の背景・運用状況は、我が国のそれと全く異なる可能性が高く、他の地域の経済社会を取り巻く環境や法制度や現在の制度運用について研究を尽くした上で、我が国の抱える課題とは何か、課徴金はその解決に資する手段かどうか丁

寧かつ慎重に議論すべきである。

また、団体訴訟制度についても、経済界から強い反対の声が挙がっていることも踏まえつつ、これまでの状況をよく分析した上で慎重な議論が求められる。例えば、保有個人データの利用停止・消去等の請求については、過去の法改正において既に拡充された。これらの制度の利用状況をよく把握してから議論しても全く遅くはない。

(3) 国際的な視点の必要性

国際戦略として「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT)を推進する中、我が国も当然プライバシーやセキュリティに配慮しつつ、データが国境を意識することなく自由に行き来するグローバル空間からビジネスや社会課題の解決における恩恵を得られることを目指していく。このため、信頼の置ける国・地域とは個人情報保護においても互換性を確保し、我が国だけが突出して厳しい規制とならないよう、単に制度だけでなく、我が国と他の地域・国の背景や実情の相違について理解を深めつつ、経済界や学会、関係省庁との連携の下、イコールフットイングに努めなければならない。

個人情報保護の分野において、国際的なルールメイキングで先んじたのは欧州連合(EU)の**一般データ保護規則(GDPR)**である。特に越境データ移転については、日本は既に相互認証の形でGDPRの十分性認定を得ているものの、前回改正で個人情報保護法の適用を受けることとなった学術研究分野等については未だ結論が出ていない。今後、ルールと技術の双方において我が国が国際的なリーダーシップを発揮していくために、積極的な課題の発掘と解決に取り組まなければならない。

また、グローバルな個人データの安全・安心な流通の仕組みとして、我が国が推進してきた国際的な企業認証制度、**グローバルCBPR(Cross-Border Privacy Rules)**が発足の運びとなったが、これは米国を始めとするアジア・太平洋諸国に加え、英国が参加し、今後、その他の地域への広がりも期待されている。これを我が国において広く推進するため、認証コストや法的なメリットを含め、その促進策を検討すべきである。

(4) データの利活用と保護の両立に向けて

個人情報の保護と利活用の両立の実現は、極めて難しい課題であると認識するに至った。このことについて、我々は非常な危機感を持って検討しなければならない。経済界は規制と実務の間で悩んできたが、既に到来したグローバルなデータ活用社会において益々危機感を持たざるを得ない。経済界としても、データ戦略の一環として課題の重要性を再確認し、人材育成に努め、国際的な議論・国内の議論に対応していくべきである。

一方、この両立は、政府にとってはデータ利活用と規制を組織も含めてどのようにデザインすべきかという重い課題として表れている。欧州では、EUと加盟国のそれぞれのレイヤーで立法・執行を担う二重体制により、EUの背景事情の下で内外のバランス維持を試みている。実際に、各国のデータ利活用を含めた政策立案とデータ保護のための執行体制については、分離した体制が採用される方が多い。日本では、個人情報保護法が保護と

利活用の両立を目的とし、個人情報保護委員会が政策立案と執行体制を一元的に担うのが現在の仕組みだが、体制の分離も含めた政策立案能力の強化が検討されるべきである。

7. 戦略的な制度の見直しに向けて

ここでは、戦略的な制度の見直しを推進するために必要な基盤や体制について明らかにするとともに、デジタル社会推進本部の各 PT で取りまとめられた見直しの方向性を概観する。

7.1 データ戦略を支える基盤としての国・地方 DX の推進

(1) 地方自治体システムの標準化

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化は、原則 2025 年度（令和 7 年度）までの完成を目指して国・地方が一体となって引き続き期限までに着実に進める必要があるが、行政サービスを停滞させることなく、いかにスムーズに標準準拠システムに移行できるかという視点が重要である。そこで、デジタル庁及び総務省は、標準準拠システムの稼働に当たりシステム利用者となる業務主管部署によるテストの実施やバックアップ体制の構築など、先行自治体におけるモデルケースを選定し、全国に提示すべきである。

また、令和 5 年度補正予算措置後もなお、標準化に係る移行経費が不足する可能性のある自治体があることを踏まえ、総務省は引き続き移行経費の実態の把握に努め、必要な財政措置を講じるべきである。加えて、制度改正への対応などやむを得ない事情により新たに移行困難の申請を行うシステムに対して柔軟に判定を行い、移行期限が延長された場合の財政措置についても検討すべきである。

標準化やクラウド移行の目的の一つは高止まりしている地方自治体システムのランニングコストを削減して地方自治体の財政負担を軽減し、削減分を新たなデジタル投資等の様々な取組に回すことができるようにすることである。この目的が達成されるよう、ランニングコスト削減を実現するための条件や移行手法について、ガバメントクラウド¹⁶ 先行事業における投資対効果の検証を更に深掘りすべきである。さらに、地方自治体の業務効率化及び行政サービスの向上の実現のため、現在の標準化対象 20 業務以外にも標準化の対象を広げることを検討すべきである。

(2) 国・地方のデジタル基盤の共通化

従来、地方自治体の情報システムの整備はそれぞれの地方自治体が担ってきたが、デジ

¹⁶ 政府共通のクラウドサービスの利用環境。

タル技術の進展に伴い、ガバメントクラウド等の国と地方自治体が共通して利用可能なデジタル基盤が整いつつある。このような状況を踏まえ、例えば同一制度に基づく業務・サービスについては、国がデジタル基盤を提供して地方自治体は政策・運用面での創意工夫に注力するなど、国、都道府県、市町村それぞれの役割分担を再整理し、明確にすべきである。その上で、地方自治体の現場のニーズや課題を丁寧に把握しつつ、共通化・統一化の余地のある地方自治体の業務・システムを特定し、国・地方を通じたより大きな単位でのデジタル基盤の共通化を推進すべきである。共通化の手法については、業務の性質や地方自治体における既存システムの整備状況を踏まえつつ、標準仕様に基づく複数事業者による SaaS 提供や国による情報システムの一元的整備など、業務・システムごとに最適な手法を検討すべきである。

(3) デジタルマーケットプレイスの地方自治体への展開

デジタル庁が整備するデジタルマーケットプレイス（DMP）は、あらかじめ DMP に登録された SaaS 等のサービスを行政機関が選択して契約することで、調達期間の短縮や柔軟なシステム整備を実現するための取組である。地方自治体における情報システム整備を後押しするため、地方自治体による DMP の利用を推進すべきである。また、新たなサービスが DMP に登録され、全国で横展開されるなど、リスクをとって先進的なサービスを実現した企業や地方自治体にインセンティブが働く仕組みを検討すべきである。

(4) 費用分担や利用料支払いスキームの検討

国・地方が共同で利用するデジタル基盤の整備を進めていくに当たり、適切な費用分担の在り方を整理することが重要となる。特に、国が整備したデジタル基盤を地方自治体を利用する場合、地方自治体がどのような費用を負担するか、またどのようなスキームで利用料を支払うか等について検討する必要がある。これらの内容について整理を行うとともに、必要となる制度的措置について所要の法的整備を行うべきである。

(5) 地方自治体のシステム整備への支援

地方自治体におけるデジタル化は喫緊の課題であるが、地方自治体はデジタル化に伴う業務負荷の増大やデジタル人材の不足等に直面しており、特に小規模自治体では一人の情報システム担当職員が政策企画から雑務まであらゆる業務を担当するいわゆる「ひとり情シス」が発生しているという実態がある。このような地方自治体の現場を支援するため、デジタル庁及び総務省はデジタル行財政改革の取組と連携し、都道府県と市町村が連携した地域 DX 推進体制の充実強化を促進するとともに、地方自治体のシステム整備を支援するための体制を構築し、地方自治体への専門人材の派遣等の人的支援、デジタル庁による共通サービス・システムの提供等のシステム支援、国の制度や地方自治体における業務の見直しを支援する業務改革支援、フロントヤード改革における人口規模別の先進モデルの創出及び横展開に向けたノウハウの提供支援等を推進すべきである。また、DX 推進を担

う行政職員を国及び地方自治体の行政全体で計画的に育成するという観点から、国・地方を通じたデジタル人材ローテーションの可能性についても検討を進めるべきである。

(6) 国・地方ネットワークの確立

国及び地方自治体におけるネットワークは従来個別に整備が行われてきたが、全体最適の観点から、デジタル庁及び総務省が連携し、国・地方共通のデジタル基盤として新たな国・地方ネットワークを確立する必要がある。取組に当たっては、国によるネットワーク整備（GSS¹⁷）のノウハウを活用し、国がネットワークを主体的に整備し共用化する方式を検討すべきである。地方自治体のネットワークについては、境界型防御のみに依拠したいわゆる「三層の対策¹⁸」を抜本的に見直し、ゼロトラストアーキテクチャ¹⁹の考え方を導入したよりシンプルな環境を志向すべきである。実現の時期は2030年頃を目途としつつも、地方自治体のニーズを丁寧に聴きながら、国・地方ネットワークの早期実現に向けて取り組むべきである。

7.2 データ戦略の司令塔としてのデジタル庁の強化

本年9月でデジタル庁が設立されてから3年が経過する。設立以来、マイナンバーカードの普及、自治体システムの標準化、アナログ規制の見直し、政府情報システム予算の一括計上、ガバメントクラウドやGSSの整備等の取組が進められており、一定の成果を上げてきたと評価してよいだろう。しかしながら、デジタル庁が本提言の各施策をデータ戦略の司令塔として推進し、期待される役割を果たすためには、デジタル庁の更なる強化が必要である。特に、下記の観点から機能・体制を強化すべきである。

(1) 情報システムの確実な整備・運用とマネジメントの強化

デジタル庁はマイナンバー制度関連の情報システム、マイナポータルやe-Gov等のフロントサービス、ガバメントクラウドやGSS等のインフラ等、重要な情報システムの整備・運用を担う。特に、今後デジタル庁が提供するサービスの利用が各府省、地方自治体、準公共分野と拡大するにつれ、運用体制の確保がより重要な課題となる。これらの情報システムの確実な整備・運用がデジタル庁の出発点の一つであることを再認識し、そのための

¹⁷ Government Solution Service：政府共通の標準的な業務実施環境（業務用PCやネットワーク環境）。

¹⁸ 業務に利用するデータ保管やシステム構築されている領域と、外部インターネットの接続やサービスを提供する部分を分離することで、セキュリティを高めるとする仕組み。

¹⁹ 信頼する領域（組織内）と信頼しない領域（組織外）の境界を監視することで組織の情報資産を守る従来の境界防御の考え方と異なり、境界内外を問わず「何も信頼しない」を前提に対策を講じるセキュリティの考え方。

体制を確保すべきである。

体制の強化に加え、デジタル庁内部のマネジメントの強化も必要である。デジタル化による行政サービスの向上や行政事務の効率化、デジタル化による産業競争力の強化といった観点から達成すべき経営指標を設定し、指標の達成に向けたプロジェクト管理・進捗管理を推進すべきである。

また、デジタル庁は旧来の霞が関の縦割り組織から脱却するため、事業を遂行する縦の系統である「グループ」と、専門機能を提供する横の系統である「ユニット」からなるマトリックス型の組織構造を採用している。しかしながら、マトリックス組織には命令系統の多元化等の課題があり、民間においてもその運用は容易ではない。マトリックス組織の運用の利点と課題を総括し、効果的なマネジメント体制を構築すべきである。

(2) デジタル法制局の強化

政府提出法案をデジタル原則の観点から審査するデジタル庁の「デジタル法制局」について、システム、制度、業務を一体として見直す仕組みとして機能させるよう、大幅に強化する。給付制度が分かりやすいが、何らかの制度を創設する際、実務の根幹たるシステムや業務と整合しない制度設計をしてしまうと、実装に多大な費用や時間を費やし、住民、事業者、役所において不便な体験を余儀なくされることになる。よって、制度設計の上流工程において、デジタル庁がデジタル原則に基づいて審査を行い、制度所管省庁に対して、システム、制度、業務の改善を勧告すべきである。また、行政手続のオンライン化を進める際にも、システムだけで住民、事業者、役所の体験が向上するケースは少ない。制度や業務が原因となって、スマートフォン上で何百もの項目を入力しなければならず、印刷した紙を目視して入力をするために手間暇がかかるだけでなくミスが発生する。よって、システム開発や改修の際も、裏にある制度や業務の在り方を審査し、改善を勧告すべきである。

(3) 政府システムの見直し

中央政府の情報システムは1,100近くあるが、その合理化、最適化を進めるべきである。ガバメントクラウドへの移行と**モダン化**²⁰は当然のこととして、フルスクラッチ²¹での開発は極力避けるべきである。よって、認証や申請等の共通機能やガバメントクラウド上で開発された「部品」をカタログ化して、その活用を原則とする。さらに、開発・改修が不要となることから、既製の**民間 SaaS**²²を積極的に活用する。民間 SaaS を活用する

²⁰ クラウドのメリットを十分に活かすことのできる技術によってアプリケーションを構築すること。

²¹ 既存のシステムやサービスを利用せずに新規にシステムを構築する手法。

²² Software as a Service

ために、必要に応じて制度や業務という前提自体も変えるべきであり、デジタル法制局の強化と合わせて進める。デジタルマーケットプレイスや ISMAP²³ の在り方も民間 SaaS の活用が進むように不断に見直す。また、同様のシステムを導入している場合等、省庁の枠を超えてシステムの共通化や共同調達を行う。こうした合理化、最適化が進んでいるか指標を設定して可視化を行い、継続的改善を促す。

(4) 企画能力の向上も含めたデジタル庁の役割の再整理と体制強化

デジタル庁が担うべき任務は情報システムの整備・運用等のデジタル政策の「執行」だけではない。デジタル分野の急速な技術進展、不確実性や非連続性を含む環境変化に素早く、柔軟に対応し、社会課題に対する解決策を行政サービスや社会の機能として構築するための「企画」能力を向上させることが必要である。デジタル政策の「執行」と「企画」の両輪により、社会全体のデジタル化を推進することがデジタル庁に求められる役割である。こうした考えの下、以下のとおりデジタル庁の役割の再整理と体制強化を求める。

① 短期的な体制強化（～2025年）

デジタル庁の業務はわずか3年で急拡大し、様々なプロジェクト、様々な人材を抱えるに至ったが、既存プロジェクトの必要性を不断に見直し、リソース配置の選択と集中を行うべき時が既に到来している。

上述したような情報システムの確実な整備・運用、デジタル法制局の強化、政府システムの見直しといった重要な取組を遂行するため、まずは既存プロジェクトの整理と関係プロジェクト間の連携強化、リソースの再配分を行った上で、必要となる人員を増強し、現下の体制整備を進めることが必要である。デジタル庁システムの開発を担う人材に加え、国・地方のデジタル共通基盤の開発・実装を含む自治体システムの開発支援や政府システムの最適化推進等を推進する人材の確保が重要である。また、早い変化によって次々と生じる新たな課題に対応するため、AIや先端技術の専門家登用や国際データ戦略を推進する人材の強化のほか、前例のないチャレンジングな組織を支える、総務・人事・会計等も含めた高度な能力を持つ人材の確保やデジタル庁採用職員のキャリアパス整備等、着実に組織体力を備えるべきである。組織規模については、現状のデジタル庁が1,000名を超える組織であることを踏まえ、当面は1,500名を一つの目安として体制の強化を早急に図るべきである。

② デジタル庁の役割の再整理と中長期的な体制強化（～2028年）

戦略的な体制の強化を進めるため、デジタル庁設置法において施行後10年を経過した際にデジタル庁の在り方を検討することとされていることも踏まえ、デジタル庁が担うべ

²³ Information system Security Management and Assessment Program：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度

き役割を再整理し、以下の項目についても検討しつつ、どのような体制が必要になるかのロードマップを作成すべきである。

- デジタル政策やシステム整備の「企画」をデジタル庁の主要な役割として再整理し、そのための体制整備を行う。特に、データ戦略の推進等のデータ政策をデジタル庁の主要業務と位置づけ、関係省庁の司令塔となるための政策立案体制を整備する。
- 上記の「企画」能力を担保するため、デジタル庁の IT 担当人材の抜本的な増強を図る。必要な人材の規模については、民間企業における IT 予算に対する IT 担当人材の人件費の割合等も参考に検討を進める。
- 新たな政策やサービスの企画立案に必要な人的リソースを確保するという観点から、デジタル庁の将来的な体制については、デジタル庁の政策立案機能とデジタル基盤の開発・運用を担う機能とを分離し、後者については外部機関が担うとする二元体制にすることも検討する（**Gov Tech Japan 構想**（仮称））。この際、デジタル・ニッポン 2023 で提言した外部関係機関等²⁴との連携も含めた検討を行う。また、国・地方を通じたデジタル化の推進という観点から、デジタル基盤の開発・運用を担う組織と地方自治体におけるデジタル推進組織との連携についても検討する。

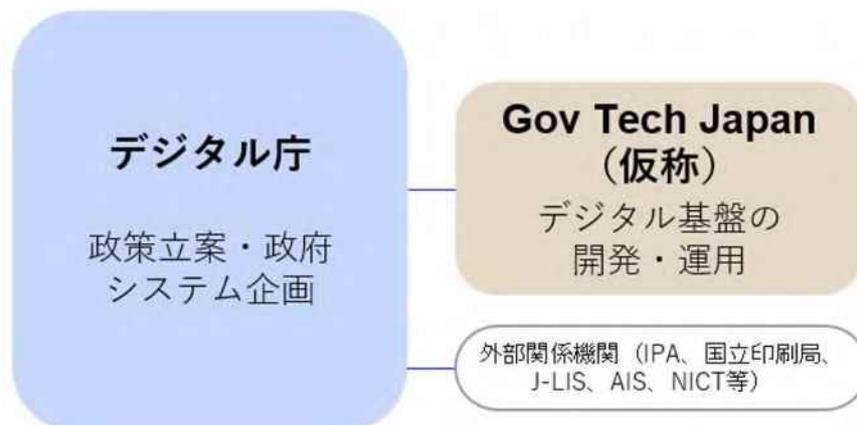


Fig.7-1 Gov Tech Japan 構想（仮称）のイメージ

²⁴ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、独立行政法人国立印刷局、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、一般社団法人行政情報システム研究所（AIS）、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）、合わせて、データの分析・利活用等の観点からの独立行政法人統計センター（NSTAC）。

(5) 広報体制の強化

IMD²⁵の世界デジタル競争力ランキング（2023）によれば、我が国のデジタル競争力は64カ国中32位であり、デジタル先進国に比してもはや周回遅れと言ってもよい状況となっている。しかしながら、国民にとってみれば現在の日常生活に大きな不満はなく、新しいことに対する漠然とした不安もあり、デジタル化の必要性が広く共通認識となっていない。デジタル化により生活がどう変わるか、どのような社会が実現されるかを国民に対して徹底して訴求していく必要がある。

このため、デジタル庁が進める各種施策や、デジタル化の先にある目指す社会を国民の共通認識とするよう国民との対話を重視しつつ、そのための広報体制のさらなる強化とともに継続的な広報活動を推進すべきである。デジタル社会の実現に関するエバンジェリストの導入についても検討すべきである。

7.3 デジタル公共財の整備・構築

デジタル公共財とは、オープンデータ、オープンソースソフトウェア（OSS）²⁶などのデジタル上で展開されている公共財を指し、行政サービスの質の向上に資するものとして期待されている。そこで、各種行政情報のオープンデータ化の徹底に加え、通信、鉄道、電気、ガス等の事業者が持つ人流や物流といった公共性の高いデータの公開を促進するための方策を検討すべきである。また、諸外国の事例も参考に行政が保有するサービスや機能のOSS化について検討を行い、スタートアップやシビックテックなどが公共分野に参入し、官民の垣根を超えた共創やイノベーションが生まれる環境を整備すべきである。

7.4 データ戦略と他のデジタル戦略の連携強化

データ戦略はそれ単独で存在するものではなく、あくまでデジタル化全体の取組の中に位置づけられ、具体的なDXの取組に貢献するものでなければならない。したがって、データ戦略は他のデジタル戦略と有機的に連携する必要がある。中でも、**セキュリティ戦略**と**人材育成戦略**は、データ戦略と重層的な関係にある。すなわち、データ戦略で推進することとされた取組はセキュリティ的な裏付けが担保されている必要があり、データ戦略の推進に必要な人材は戦略的に育成されなければならない。今後のデータ戦略の策定に当たっては、セキュリティ戦略や人材育成戦略等の他のデジタル戦略との整合性をとり、相互を不断に見直していく枠組みを構築すべきである（セキュリティ戦略、人材育成戦略への

²⁵ International Institute for Management Development：スイスのローザンヌに拠点を置くビジネススクール。

²⁶ ソースコードが公開されており、改変や再配布が自由に認められているソフトウェア

提言については各 PT の提言を参照されたい。

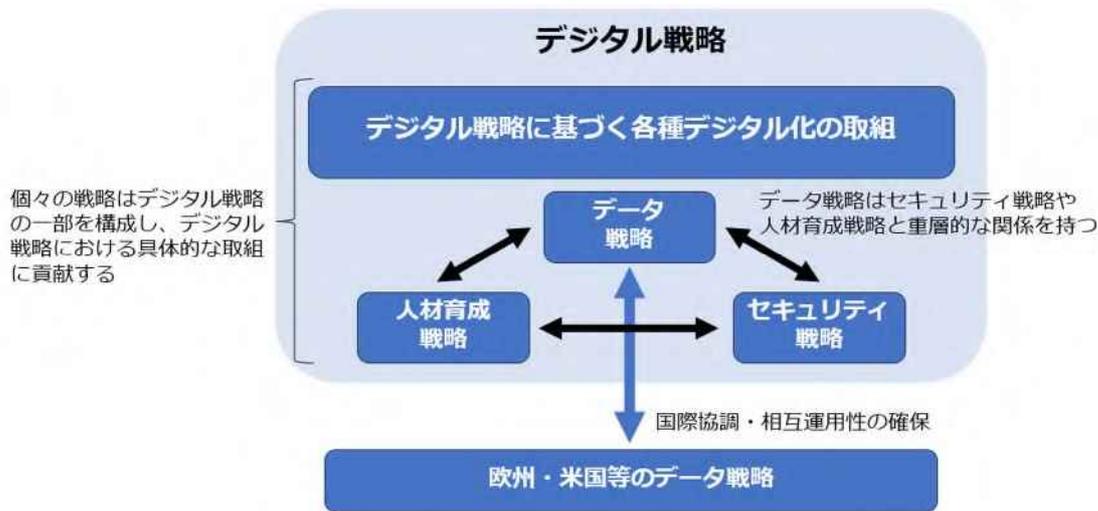


Fig.7-2 データ戦略と他の戦略の関係

7. 5 DFFT の推進と国際的なデータ連携基盤の構築

信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保をグローバルに実現するため、我が国が提唱国である DFFT の実現に向けた取組を進める必要がある。昨年の G7 で合意した DFFT の具体化のための国際的な枠組み（IAP²⁷）の下で、各国のデータ規制に関するレポジトリの構築や PETs の実証等、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施し、DFFT の具体化を進めるべきである。

国際的なデータ流通の仕組み（**データ連携基盤**）に関しては、EU における実装が進展する中、我が国においても海外との相互運用性を確保しつつ EU 主導でのルール形成に対抗していくため、官民が連携した枠組みでの議論とデータ連携基盤の構築が急務である。企業や業界、国境をまたぐ我が国のデータ共有やシステム連携の仕組みであるウラノス・エコシステムでは、欧州電池規則への対応のため既に蓄電池を先行ユースケースとしてデータ連携基盤が構築されているが、取組領域・ユースケースを拡充し、官民を挙げて我が国のデータスペースエコノミーを構築すべきである。

また、こうした国境を越えたデータ連携基盤の構築が進展するに伴い、データの真正性を保証する トラストサービスの役割が重要となるが、我が国においてはトラストサービスに関して欧州の eIDAS のような統一化された規範が存在しない。eIDAS の改訂の動きも注

²⁷ Institutional Arrangement for Partnership

視しつつ、国際的な協調や相互運用性の確保という観点から、現在個人や法人などに対して個別に立法・整備されている電子署名や電子認証等を包括するトラストサービス規範の創設など、制度整備の検討も含めて必要な対応を行っていくべきである。

なお、データ連携基盤は我が国産業やサプライチェーンにとって実際に役に立つものでなければ意味がない。本年3月に立ち上げられた「国際データガバナンスアドバイザー委員会」も活用し、産業界のニーズを踏まえ、具体的なユースケースに基づいた議論を積み上げる必要がある。

7.6 重要分野における検討の概要

ここで、各PTにおいて議論された、それぞれの重要分野における検討の概要を示す。各PTの提言の本体については、本稿の巻末に添付しているので、詳細についてはそちらを参照されたい。

web3 ホワイトペーパー2024

～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ～ 【概要】

web3 プロジェクトチーム

1. Nippon Nexus: Weaving the web3 Era～日本がweb3時代の中心へ

web3とは、ブロックチェーン技術を中核とした、分散型・信頼性の高いデジタル社会のことである。我が国は、web3のマス・アダプション（大衆受容）に向けた政策の推進に力を入れてきた。その結果、世界に先駆けてパーミッションレス型ステーブルコインの発行・流通が可能となり、NFTやDAOなどの新たなビジネスモデルが生まれつつある。我が国は、web3のフロンティアとして、イノベーションと安全性を両立させる環境整備が着実に進んでいる。

2. web3の推進に向けてただちに対処すべき論点

web3の発展には、さらなる課題の解決が必要である。Society5.0の実現に向けてAIやメタバースなど他分野との横断的検討、国際的なルール策定への貢献、VC及びDIDの活用促進、ブロックチェーン関連事業への投資ビークル・スキームの多様化、税制改正、暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保、DAOの活用促進、決済・投資手段のデジタル化、金融機関のweb3事業への参入基準の明確化と実態に即した運用など、9つの論点について提言を行う。

3. web3のさらなる発展を見据え議論を開始・深化すべき論点

web3技術は、コンテンツ産業の海外展開、安心・安全な利用環境、地方創生、マネー

ロンダリング・テロ資金供与対策など、多岐にわたる分野での発展の可能性を秘めている。わが国は、これらの論点について、国際社会と連携しながら、積極的に議論を開始・深化していく必要がある。

防災 DX の推進に関する提言

—防災デジタルプラットフォームの構築に向けて— 【概要】

防災 DX プロジェクトチーム

防災対策における DX については、全体最適な災害対応のため「情報共有」を行うことが重要であるとともに、そのことを防災対策の実践につなげていかなければならない。

防災 DX は危機管理政策である。この視点を忘れてはならない。そしてまた、ハード面の対策だけでなく、ソフト面の対策が極めて重要であることを申し上げておきたい。

本年度の提言では主な課題と取るべき対応策を、能登半島地震の対応も検証した上で制度面と課題面に整理し、さらに将来技術、海外展開まで含めた内容とした。詳細は本文を御覧いただきたいが、主な内容は以下のとおりである。

- 制度面では、次期総合防災情報システムと関係機関との連携を実現する「防災デジタルプラットフォーム」が、能登半島地震でも情報連携を相当進めたことから大いに期待できる。共有すべき情報項目を整理し、早期のプラットフォーム構築が必須である。
- 併せて、民間の防災アプリや被災者支援活動と行政のシステムとの情報連携のハブとなる「データ連携基盤」の早期構築が求められる。
- マイナンバーカードの災害時活用を促進するため、スマホ搭載等の取組も重要。個人情報の扱いについての検証、通信・電力等インフラの強靱化も求められる。
- 運用面では、優れた DX システム普及のための効果的な訓練・研修メニューの策定、実践、民間人材・技術の活用、GPS 情報活用促進のための運用の見直し等が必要である。
- さらに、将来予測技術の開発、導入、我が国の優れた防災 DX 技術・産業の海外展開の推進まで視野に入れた検討が求められる。

政府には、こうした取組の実現により災害対策の抜本的な充実につなげ、発災地域において、被害状況等を迅速に把握・予測し、的確に意思決定を行い、全体最適な行動を取ることが可能となるよう、大胆に、かつ、総合的に進めることを求める。

サイバーセキュリティ対策の更なる強化に向けた提言

『常時有事』の脅威に立ち向かうサイバーレジリエンスの確立に向けて 【概要】

サイバーセキュリティに関するプロジェクトチーム

サイバー空間は今や「常時有事」。令和5年のサイバー攻撃関連通信の年間総数は10年前と比べて約48倍になるなど、サイバー攻撃の脅威が加速度的に高まっている。対策が立ち遅れた場合、安全保障や経済、社会秩序に悪影響を及ぼすのみならず、世界での我が国のプレゼンスの低下を招く事態となりかねない。

<主な提言>

- サイバー安全保障分野に関する法整備等の対応を加速させ、専門家会合会議の早期開催及び国会への早期法案提出を強く求める。その際、能動的サイバー防御の導入、国境を超えるサイバー攻撃への対処能力向上等も必要である。
- セキュリティ・クリアランス制度の実効性確保に向けて、国際的整合性や実質的同等性の確保の観点も踏まえ、国際連携のための措置を具体的に展開すること。
- NISCを発展的に改組して創設する新組織においては、サイバー安全保障分野の法執行を実効性あるものにするための十分な予算・人員・専門人材を確保すること。
- 外国による偽情報対策について、政府において能動的かつ積極的な対処能力を強化する観点から、更なる体制強化や専門人材の活用等が必要である。
- キャリアに関する選択肢の拡大やリテラシー向上という観点から、小学校段階から中学・高校とシームレスに「セキュリティ教育」を行う支援策を講じるべき。
- 量子計算機技術の進展に伴い、現在の公開鍵暗号方式等が解読される危険性などが指摘されているため、「耐量子計算機暗号対応のための行動計画（仮称）」を策定の上、「サイバーセキュリティ戦略」にも明確に位置付けるべき。

この他、全閣僚を構成員とするためのサイバーセキュリティ基本法の改正、強靱な政府システムの構築運用とモニタリング、多くの製品・サービスを海外に依存しているサイバーセキュリティ産業の振興・強靱化のためのパッケージ策定、台湾との連携などについて提言を行う。

デジタル人材育成に関する提言 【概要】

デジタル人材育成プロジェクトチーム

我が国においては、デジタル人材が不足しているという経済界からの声もある一方で、個人においてはスキルを活かす場がないという声もある。こういったミスマッチングを改

善していくためには、「Purpose Based Learning」への変革が不可欠である。本 PT においては、デジタル・ガバメント推進、企業における育成・確保、教育、個人への支援の4つの観点から以下を提言する。

- デジタル・ガバメント推進の支援では、小規模自治体も含めすべての国民が行政サービスを楽しむ持続可能な体制を維持するために、自治体 DX 推進体制の充実強化を行う。「自治体 DX 推進センター（仮称）」の構築等も含め、既存施策も含めた施策をパッケージで検討し、共通 SaaS 化などデジタル完結を支援する体制を整備するとともに、公共機関向けの施策一覧をポータルサイト等で開示するなど更なる支援を進めていく。
- 企業への支援では、デジタル人材のキャリア構築の参考となるロードマップ提示や企業の経営戦略と紐づけられるよう、タスク・スキルデータセットの活用を進めていく。
- 教育への支援では、教育カリキュラム等の充実や専門性の高い指導者・教員の確保等を通じてデジタル人材育成を推進する。
- 個人への支援では、デジタル人材育成エコシステムの実現に向けて、スキル評価を一元的な ID で管理し、デジタルクレデンシャル（バッジ）を発行する方向性で検討する。

以上の取組を通じ、デジタル人材の好循環を促進していけるよう官民が連携し成功事例を横展開するとともに、政府一体となって推進していく。

AI ホワイトペーパー2024

ステージIIにおける新戦略 —世界— AI フレンドリーな国へ— 【概要】

AI の進化と実装に関するプロジェクトチーム

過去一年、AI に関する世界と日本の動きは、官民を問わず、他の分野で例を見ない速さだった。これからの一年も誰も予測できない「ステージII」に入る。AI ホワイトペーパー2024 は「世界— AI フレンドリーな国」、すなわち、世界で最も AI に理解があり、AI の研究開発・実装がしやすい国を実現する戦略を提言する。AI によるリスクを最小化しつつ利益を最大化するため、競争力強化と安全性確保を一体的に推進する。また、広島 AI プロセスの実績をベースに、国際的に更に大きなリーダーシップを発揮すべきである。

競争力強化の戦略として、研究開発力強化、利活用促進、インフラ（計算基盤、通信基盤等）の高度化の好循環を官民連携して推進することが重要である。特に、日本が強いロボット等の分野や安全保障上も重要な医療、金融等の分野での重点的な取組や AI スタートアップ支援などを行う。

安全性確保の戦略はガイドライン等に基づく事業者等の自発的な対応を基本とする。その上で、こうしたソフトローに必要最小限のハードローを組み合わせる多層的なアプロー

チにより、安全・安心な利用環境とイノベーションを促す環境を整備する。偽・誤情報対策を技術面・制度面から総合的にとりまとめるとともに、AI セーフティ・インスティテュートの機能・体制の強化などを行う。

「デジ育」始まる！

～こども・子育て DX の行動計画～ 【概要】

こども・子育て DX プロジェクトチーム

本 PT は、こども・子育て DX により、旧来の制度を大きく変革させ、安心・便利・充実の三拍子揃ったこども・子育て政策を日本全国津々浦々に行き届かせることを目的とする。こども・子育て DX は、国の未来そのものであるこどもたちのため、最重要課題として推し進めるべき政策であると考え、以下、提言する。

1. 現在の取組をさらに加速すべき事項

- PMH を活用し母子保健情報の連携を推進。電子母子手帳の原則化や里帰り妊産婦情報の自治体間連携を実現する。
- 全ての保育所等への ICT 導入を実現する。
- 保活情報連携基盤の構築、民間との連携により保活ワンストップシステムを実現。併せて就労証明書を電子化する。
- 全国共通データベースの整備と BPR により保育の給付・監査を抜本的に効率化
- 出生届のオンライン届出を実現する。
- 児童相談所やこども家庭センターの ICT 導入や業務支援アプリの活用を推進する。

2. 今後、確実に推進・新たに着手すべき事項

- 施設レジストリ（保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、学校等）を整備する。
- 子育て支援制度レジストリの整備。オープンデータ化し、子育てアプリとの連携でプッシュ型子育て支援を実現する。
- 放課後児童クラブ DX を推進する。
- こどもデータ連携実証事業の取組により、虐待やいじめの早期発見・未然防止を図る。
- テクノロジーの活用による保育施設における安全対策を強化する。

3. DX を推進する体制の強化

- デジタル政策推進を強化するため、こども家庭庁の職員を増員する
- 自治体のこども・子育て DX 司令塔の設置を支援し、ICT 人材を育成する。

8. 信頼性の確保はいかにして可能か

データ連携については、信頼性の確保が大前提となる。個人情報のような例でもわかるように、データの取扱いに関する信頼が本人から寄託されなければならない。また、データ処理に関する信頼性の問題もある。データをやりとりする者の間で相互の信頼がなければデータの円滑な流通は成立しない。データ戦略における信頼の問題を論じるため、ここでは信頼の要素としてプロセスとガバナンスの観点に着目したい。

8.1 プロセスに対する信頼

利用されるデータ、利用されるシステムであるためには、信頼されるプロセスが必要である。ユーザ体験（UX）の向上は、インタフェースにとどまらず、プロセスに対する信頼によって実現することを改めて確認しておきたい。ユーザがサービスの改善に期待するからこそサービスは利用され続ける。マイナンバー推進に当たっては、政府も透明性の確保の一環として自己の個人情報がどのようにやりとりしているのか知ることができる機能がマイナポータルに実装されている。所得税等確定申告の手続では控除証明書等のデータ連携が実装され、手続の簡素化が一層推進される等、データ連携等の取組は以前より進んできたことは喜ばしい。これまで、データ連携の信頼性については、情報の保護に重心が置かれてきたが、データ戦略の次の段階として、予見可能性の確保が重要なポイントに来ている。ビジネスや行政手続等の場面では、データ連携がどのような手順で行われるのか、どのくらい時間がかかるのか、ユーザの期待を裏切れればサービスに対する嫌悪感が高まる。また、ユーザの声が改善に生かされているという実体験も重要である。これはシステムに対する信頼や正統性（legitimacy）の確保が、その学習の過程に依存することにも由来する。よりよいユーザ体験が、システムへの信頼を醸成しプロセスそのものに正統性を与える。プロセス指向のデータ戦略においても、このシステムへの信頼が前提となる。

また、ユーザにとって普段から慣れ親しんだサービスであることは、安心感を高める要素となる。防災 DXPT では、能登半島地震の教訓も踏まえて、マイナンバーカードの活用や防災訓練における机上訓練（TTX）の重要性を指摘している。これらは平時にサービスやシステムを普及させることが、非常時の対応において重要であることを示している。また、マイナンバーカードの保険証利用も、マイナンバーカードに親しんでもらいシステムへの信頼が体験を通じて醸成されることが普及の鍵になる。

政府をはじめサービス提供者は、使いやすい仕組みを制度・技術一体で構築することはもちろん、ユーザの予見可能性を向上させるため、内部プロセスからインタフェースに至るまで、平時・非常時といったフェーズに関係なく、ユーザに見える部分・見えない部分に関わらず、改善し続ける姿勢に徹すべきである。このような地道な取組が、国民やユーザの信頼を高める近道となる。

8. 2 ガバナンスに対する信頼

(1) アジャイル・ガバナンスによる信頼性確保

日常生活で利便性を感じられる機会が増え、イノベーションによってイノベーションが益々加速する社会が到来しつつある。他方、社会の複雑化と多様化が進むことで、負の側面も明らかになりつつある。2022年に経済産業省が公表した「**アジャイル・ガバナンスの概要と現状 Vol.3**」²⁸で触れられているように、いわゆる **VUCA** (Volatility、Uncertainty、Complexity、Ambiguity) によって社会の円滑な機能が損なわれており、ガバナンス手法におけるイノベーションが必要であると説かれている。

複数の個人や多様なコミュニティから成るマルチステークホルダーが、元来、不安定である社会システムに対して、その目標設定、構築、運用、評価といった一連の戦略的プロセスを、社会それ自体の変化に対して臨機応変に対応するという意味で**アジャイル**に展開していく必要がある。ここでは、連携基盤の結節点には、**トラストアンカー**と呼ばれる複数の関係者からの信頼を確保するための仕組みが置かれるとされていることが重要であると指摘しておきたい。システムに対する信頼は、新たな価値を生み出す各々のプロセスの実践の中で、それぞれのステークホルダーに醸成される。さらにその信頼が、面的・空間的に形成されるものであることに着目して、社会を円滑に機能・革新させるための信頼の連鎖を作ることが求められる。この点からも、本稿で論じてきたプロセス指向のデータ戦略はアジャイル・ガバナンスを内包する**新たな価値を創造するシステム**である。

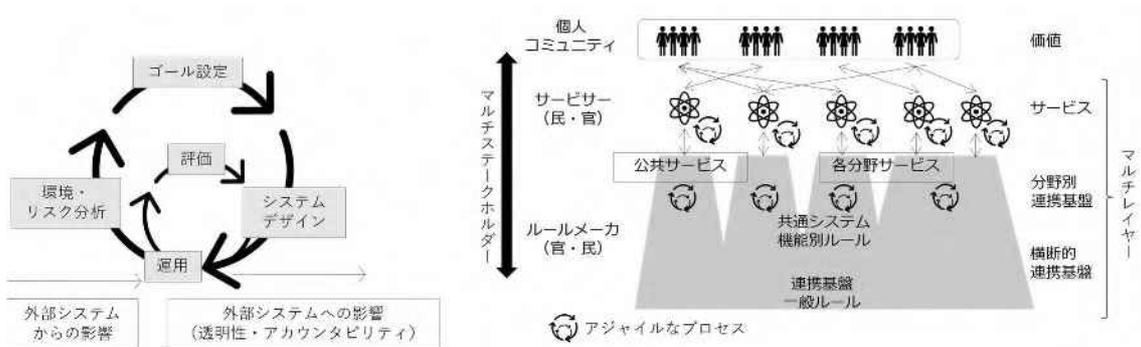


Fig.8-1 アジャイル・ガバナンス (左) とアジャイル・ガバナンスモデルの全体像
(経済産業省「アジャイル・ガバナンスの概要と現状 Vol.3」を基に作成)

²⁸ 経済産業省が、Society5.0を実現する新たなガバナンスモデルであるアジャイル・ガバナンスの全体像を整理し、その実践プロセスを整理することを目的として2022年にとりまとめた報告書 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001-a.pdf>)。

躍進著しいサービスについては、例えば 2023 年から躍進を遂げている生成 AI を含め、このような手法による信頼性の確保の重要性が明らかである。予測しにくいサービスについて、どのように利用し、どのように改善していくのか。一方的な情報発信、一方的な規制でなく、様々な局面でサービスの提供者と多様な利用者が関わる段階的かつ継続的な運営をデザインすることで、円滑に前進していくことができる。

政府の政策プロセスにおいても、マルチステークホルダーとの信頼関係によるアジャイル手法が意識されるべきである。 デジタル庁では、国と地方の間の対話を重視し、行政の DX に向けて乗り出しつつある。これは、行政サービス分野だけではなく、規制分野であっても同様である。規制を課す者と規制が課される者という二元論では規制が課される者がプロセスから排除されてしまう。社会を円滑に機能させるために必要なガバナンスをプロセス指向で追い求める姿勢が、政府に求められていることを忘れるべきではない。

とりわけデータ戦略では、アジャイル・ガバナンスが特別な意味を持つ。データは生き物であり、そのライフサイクルは多くの異なるステークホルダーの手によって担われているからである。データをどのように取得し、メンテナンスし、利活用していくのか。この一連の手続が多数者間で信頼性を維持しながら進行することで、出自の異なるデータが組み合わされ、新たな価値を生み出していく。DFFT は、まさにこの作業を国際社会という舞台上で展開するものと言える。政府は、データ連携のニーズを国内と国外の双方において丁寧に掘り起こし、マルチステークホルダー間の信頼の醸成によってルール形成や個別のデータ連携基盤の構築に臨むべきである。

(2) 組織ガバナンスに対する信頼

プロセスが信頼されるためには、プロセスを担う組織のガバナンスが信頼されることが必要である。デジタル庁は、**ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)** を組織目標として掲げているが、組織メンバー各自に、このような行動理念を浸透させることは目的の達成に向けた大きな力となる。web3 技術によって、**自律分散型マネジメント (Decentralized Autonomous Organization (DAO))** という MVV をメンバーが共有するフラットな組織を志向した新たな組織形態が登場し、web3PT の尽力もあって合同会社型 DAO 等の実現等、制度面でも一定の成果が見られたほか、同 PT において一層の活用に向けた具体的な議論がなされた。Society5.0 においてイノベーションを起こす起爆剤となるほか、組織ガバナンスに対する信頼をどのように獲得するか、議論の端緒となることが期待される。

組織のマネジメント層には、MVV を掲げることに以上に、MVV が組織に浸透しているか、組織とそのメンバーの行動が MVV に適うものであるか常に問い直してほしい。これから到来する Society5.0 は、データがソフトウェアによって複雑に連携する社会であって、プロセスと組織のマネジメントが難しい。その中で、組織やシステムを構成するメン

バーが目的を共有していることは、メンバー間の信頼を高め、マネジメントの複雑性を縮減させる効果を持つ。これは、データ利活用を指向する我が国にとって重要な示唆となる。

9. 提言

デジタル・ニッポン 2024 では、デジタル社会推進本部における議論を踏まえ、「データ戦略」に軸足を置いてデータ連携と利活用のための課題や具体的な取組を示した。

これまでのデータ戦略の課題を克服し、変化の速い技術やサービスの進展の中でデータ戦略が自律的にアップデートされていくようにするため、制度ベースの戦略プロセスと技術ベースの戦略プロセスが相互に関連しながら新たな価値を創造していく「プロセス指向のデータ戦略」を構築すべきである。このようなプロセスを各プロジェクトにおいて妨げられることなく高速で柔軟に回転させていくことが求められる。

昨年デジタル・ニッポン 2023 でも議論された社会インフラの整備について、行政や自治体サービスを中心にさらに進めていくべきであるが、先進的な民間サービスとの連携も進めていく必要がある。その際、先の能登半島地震の教訓をしっかりと生かしていく点にも言及したい。

データの利活用に当たっては様々な制度的課題への対処が必要となるが、中でもデータ利活用の妨げとなっている個人情報保護法の改革が急務である。個人情報保護委員会において法改正に向けた検討が進められているが、我が国の経済社会に恩恵をもたらすはずのデータ利活用を阻害する規律強化を認めることはできない。あくまでマルチなステークホルダーの意見を丁寧に聴きながら、個人情報の保護と利活用の両立を実現する抜本的な制度見直しを行うことを強く求める。

これらの国内の制度的課題への対処と並行して、国際的なデータ関係基盤の構築やトラストサービスの制度整備が急務であり、そのための検討を早急に進めなければならない。今後は、舞台を世界に移して AI のような新技術をも前提とした新たなデータ戦略のプロセスを展開していくことに期待したい。

最後にデータ戦略の基盤として国や地方の DX をさらに加速して推進すべきであるが、その司令塔であるデジタル庁の体制を強化しつつ、本提言に示したさまざまな施策を戦略的に推進し、我が国社会全体のデジタル変革を進めていくことをここに提言する。

以 上

役員一覧

最高顧問	甘利 明			
顧問	石田 真敏 小林 鷹之 渡海 紀三朗 片山 さつき	伊藤 達也 佐藤 勉 山口 俊一 鶴保 庸介	岩屋 毅 柴山 昌彦 山下 貴司 松山 政司	後藤 茂之 棚橋 泰文
本部長	平井 卓也			
本部長代理	平 将明	小倉 将信		
副本部長	大野 敬太郎 橋 慶一郎 磯崎 仁彦	越智 隆雄 橋本 岳 西田 昌司	関 芳弘 藤井 比早之 古川 俊治	鈴木 馨祐 松本 洋平
幹事長	牧島 かれん			
事務総長	小林 史明			
事務局長	大串 正樹			
事務局長代理	古川 康	和田 義明		
常任幹事	太田 房江 (内閣第一部長) 黄川田 仁志 (国防部長) 笹川 博義 (法務部長) 北村 経夫 (財務金融部長) 大串 正樹 (厚生労働部長) 山下 雄平 (水産部長) 佐々木 紀 (国土交通部長)		富樫 博之 (内閣第二部長) 根本 幸典 (総務部長) 藤井 比早之 (外交部長) 山田 賢司 (文部科学部長) 細田 健一 (農林部長) 宮内 秀樹 (経済産業部長) 中田 宏 (環境部長)	
幹事	新谷 正義 宮路 拓馬	佐々木 紀 和田 政宗	細田 健一	三谷 英弘
事務局次長	金子 容三 鈴木 隼人 赤松 健	川崎 ひでと 仁木 博文 小林 一大	岸 信千世 山口 晋 友納 理緒	鈴木 英敬

開催実績

< 2024年2月28日（水） 8：00～>

1、重点計画のフォローアップについて

・デジタル庁

2、DN2024 の進め方について

・大串 正樹 デジタル社会推進本部事務局長

< 2024年3月6日（水） 8：00～>

データ連携・利活用戦略について

・デジタル庁

< 2024年3月13日（水） 7：50～>

民間におけるデータ連携・利活用の取組例について

・コマツ

< 2024年3月22日（金） 8時00分～>

産業界におけるデータの取り扱いについて

・日本経済団体連合会

・新経済連盟

・日本 IT 団体連盟

< 2024年3月27日（水） 7時50分～>

産業界におけるデータの取り扱いについて

・楽天グループ株式会社

・株式会社メルカリ

・日本電気株式会社（NEC）

・三浦法律事務所 日置 巴美 弁護士

< 2024年3月28日（木） 17時00分～>

データ連携基盤とトラストの仕組みについて

・株式会社 NTT データ

国際データガバナンスアドバイザー委員会について（報告）

・デジタル庁

< 2024年4月4日（木） 16時00分～>

1、個人情報保護法の3年ごと見直しに対する意見

・日本経済団体連合会

・日本商工会議所

・経済同友会

・新経済連盟

・日本 IT 団体連盟

・Fintech 協会

・シェアリングエコノミー協会

・プライバシーテック協会

2、個人情報保護法の3年ごと見直しに関する検討状況

・個人情報保護委員会

< 2024年4月10日（水） 17時00分～>

SNSにおけるなりすましアカウント及び不正広告への対策について
（投資勧誘詐欺等の事案と対策について）

- ・実業家 前澤 友作 氏
- ・実業家 堀江 貴文 氏
- ・衆議院議員 平 将明
- ・消費者庁・金融庁・総務省

< 2024年4月11日（木） 8時00分～>

1、個人情報保護に関する国際比較に関する調査について

- ・個人情報保護委員会

2、個人情報保護に関する国内外の制度に関する意見について

- ・日本経済団体連合会
- ・新経済連盟
- ・日本IT団体連盟

< 2024年4月17日（水） 7時50分～>

「マイナンバーカードの利活用について」

登記情報 API 開放と民間活用について

- ・Fintech 協会

民間サービスとのデータ連携について（確定申告・大学・自治体給付等）

- ・野村総合研究所

< 2024年4月18日（木） 16時00分～>

1、前回会議指摘事項について

2、個人情報保護法の3年ごと見直しに関する検討方針について

- ・個人情報保護委員会

< 2024年4月24日（水） 7時50分～>

1、前回会議指摘事項（各国との政策立案体制の比較）等について

- ・個人情報保護委員会

各プロジェクトチームの担当役員と提言書

① web3 プロジェクトチーム

座長	平 将明			
副座長	越智 隆雄	鈴木 馨祐	山下 貴司	
幹事	大串 正樹	佐々木 紀	細田 健一	三谷 英弘
事務局長	川崎ひでと			
事務局次長	勝目 康	鈴木 英敬	山本 左近	友納 理緒

② 防災 DX プロジェクトチーム

座長	大野 敬太郎			
副座長	松本 洋平	藤井 比早之		
幹事	新谷 正義	宮路 拓馬	小林 一大	
事務局長	古川 康			
事務局次長	川崎ひでと	友納 理緒	若林 洋平	

③ サイバーセキュリティに関するプロジェクトチーム

座長	牧島 かれん			
副座長	大野 敬太郎	小林 鷹之	長島 昭久	山下 貴司
幹事	中西 健治	本田 太郎	仁木 博文	
事務局長	鈴木 英敬			
事務局次長	川崎ひでと	岸 信千世	山口 晋	山本 左近
	赤松 健	小林 一大	山本 啓介	

④ デジタル人材育成プロジェクトチーム

座長	片山 さつき			
副座長	柴山 昌彦			
幹事	田畑 裕明			
事務局長	川崎ひでと			
事務局次長	勝目 康	鈴木 英敬		

⑤ AI の進化と実装に関するプロジェクトチーム

顧問	渡海 紀三朗		
座長	平 将明		
座長代理	うえの 賢一郎		
副座長	越智 隆雄	関 芳弘	古川 俊治
幹事長	大野 敬太郎		
事務局長	小森 卓郎		
事務局次長	川崎ひでと	山口 晋	赤松 健

⑥ こども・子育て DX プロジェクトチーム

顧問	後藤 茂之	橋本 岳
座長	小倉 将信	
副座長	宮路 拓馬	和田 義明
事務局長	友納 理緒	
事務局長代理	小林 一大	